

タイトル	韓国・平生教育士の職能団体の現状と課題（その1）
著者	内田，和浩； UCHIDA, Kazuhiro
引用	北海学園大学経済論集，72(3)：23-66
発行日	2025-03-31

《研究ノート》

韓国・平生教育士の職能団体の現状と課題 (その1)

内 田 和 浩

1. はじめに

職能団体とは、「従事する仕事の専門性の向上や、その職種としての待遇や利益確保のための活動、研究会や講演会、親睦会などを行う団体」¹⁾とされる。

韓国における社会教育専門職の名称は、漢字で「平生教育士」と書き、2000年の平生教育法施行によって国家資格として位置づけられた。そして、2002年5月11日に韓国平生教育士協会という全国組織の職能団体が設立され、現在(2024年2月24日付)では17の広域自治体のうち11の広域支部と226の基礎自治体のうち25の基礎支会が活動している。

本稿では、韓国における平生教育士の職能団体の現状と課題について、概観したい。

なお、本研究での韓国平生教育士協会に関する調査は現在も進行中であり、本稿は、その中間報告である。

2. 全国レベルの職能団体

(1) 韓国平生教育士協会とは

韓国平生教育士協会は、資料1の定款²⁾で「この法人は、民法第32条及び教育部所管非営利法人の設立及び監督に規則に従って平生教育の振興、育成、発展に資する。また、平生教育士の権益伸長と専門性向上、平生教育機関及び団体との連携を通じて平生教育を活性化する。」(第1条)ことを目的に掲げている。また、「この法人は、第1条の目的を達成するために次の目的事業を行う。1. 平生教育士の専門性向上のための研修。2. 平生教育士関連諸般研究及び資料制作。3. 機関と団体間のネットワークを通じた情報共有。4. 平生教育士現場実習及び支援活動」(第4条)と、4つの事業を行うこととしている。

キム・ヒヨンスは、「(社)韓国平生教育士協議会は、平生教育分野の専門家である平生教育士の権益を保護するために多様な事業を推進してきた。核心事業である平生教育士の権益を伸ばすために、平生教育士専門公務員制と国家平生教育推進体制内の平生教育士地位向上及び配置義務化、そして民間平生教育施設に平生教育士の配置拡大を平生教育法改正案として提案した。また、平生教育士の専門性向上のための研修を持続的に遂行し、全国支会活動支援と全国地方自治体などとの連携・協力を通じてフォーラム、セミナー、研修を実施している。」と紹介している³⁾。

(2) 韓国平生教育士協会のあゆみ

資料2「韓国平生教育士協会のあゆみ」は、(社)韓国平生教育士協会の定期総会資料(取得できたのは、2012年及び2016年～2024年)及びホームページ <https://kale.or.kr/> をもとに、筆者が作成したものである。設立から現在までの流れを以下に時期区分して、その特徴を整理した。

設立期(2002年5月～)

設立期の具体的な経緯等については、今後の調査研究を踏まえて整理・分析していきたい。現イ・ジェジュ会長は、「自分は、2002年の設立メンバーではないが、当時ソウル平生教育振興院に勤務していたので最初から会員となった。当初の活動は、国の平生学習祭等のイベントへの参加が中心であり、メンバーも大学研究者が中心だった。会員数は100人くらいで、平生教育とは何か」等の研修を行っていた。」と語っている⁴⁾。

始動期(2008年10月～)

この期は、2008年10月に非営利社団法人登録を行い、社団法人韓国平生教育士協会となり、対外的に具体的な活動を始動し始めた時期である。2010年5月の総会でジョン・チャンナム会長が第3代会長を連任してから、具体的な活動が始まった。

同年5月に平生教育士職務研修実施(エンパワーメント課程)、2011年5月に(社)韓国平生教育士協会セミナーの開催、同年9月にソウル平生学習祭モニタリング事業、同年12月には「平生教育人の夜」、2012年9月にソウル市支援平生教育プログラムモニター進行、そして2013年3月～12月には、「平生教育士木曜集会」等を開催している。

転換期(2015年4月～)

この期は、広域支部づくりが始まり、全国的な組織として転換し発展していく時期である。

2015年4月に第4代シン・ミンソン会長が就任(この時の会員数113人)し、同年8月に以下の(社)韓国平生教育士協会「宣言文」を出し、同年11月からは地域ネットワーク基盤の特性化試験事業をスタートさせ、広域支部づくりを進めた。それに伴い、CMS会員制度⁵⁾による会費納入システムもスタートさせている。

宣言文

2015年8月

韓国平生教育士協会は、生活の質を向上させる平生教育の価値を実現するために、私たちの社会の変化を引き出す主体である平生教育士成長の滋養分となる森であり、平生教育士の生活の場です。

この時代の平生教育士は、持続的な学びを通じて自らの力量を強化し、社会共同体をなす時代的使命に応じて、新しい時代を準備して導いていく実践家の道を黙々と歩いていく。

私たち協会は平生教育の歴史を一望し、希望の道を開いてきた先知者に続き、平生教育士が逆境の中でも希望を謳うことができるように心強い守りになりたい。

いつも学び、身につける楽しさは、世の中の人々の心の中の光を明らかにして立ち上がらせ、互いに両手を合わせて世界に向かう大きな一歩を踏み出す。

平生教育士の熱い胸に盛り込まれた情熱と、互いに掴んだ両手に込められた希望は、この時代を生きる人々に灯りを灯す灯台になり、私たち協会は平生教育士の存在を高める原動力になりたい。

さらに、私たちの社会のあちこちで学びの楽しさを味わう人々の友人であり、仲間として希望の灯りとなる「韓国平生教育士協会」であるとする。

社団法人韓国平生教育士協会会員

その結果、2016年2月の定期総会では、釜山支部・忠北支部が承認され、同年4月には京畿支部が承認されていく。また、同年3月～7月には「全国巡回座談会」を釜山・済州・江原・忠北・大邱で開催している。そして、2017年2月には、光州支部、光明支会(京畿)、10月には仁川支部、南楊州支会(京畿)、12月には抱川支会(京畿)が設立した。さらに、2018年7月には7月に忠南支部が、10月には平澤支会(京畿)、2019年1月には高楊支会(京畿)が設立している。

また、この時期には政治的・政策提言活動が活発になっていく。2016年11月と12月には、「朴槿恵退陣緊急国民行動」として行われたソウル・光化門の「ロウソク集会」に参加する形で「平生教育士実践大会」を実施し、2017年5月には、「新しい大統領に望む」とする「全国平生教育士政策提案文を書く団体行動」等を行い、同年11月には「平生教育法制・改訂第2次公聴会」を共同主管で開催している。さらに、2018年の地方議会選挙では、候補者に「平生教育士制度政策」の提案を行ない、平生教育専担公務員の制度化へ向けた平生教育法一部改正案を、国会議員を通じて提案する等の活発な活動を行なっている。

拡充期(2019年3月～現在)

この期は、正に現在の時期である。2019年3月に第5代ジョン・ハミョン会長が就任した。第4代シン・ミンソン会長の下、積極的な広域支部づくりが行われ、全国的な組織として転換して行く中で、2018年2月に正会員285人から2019年2月には503人となり、その後も会員増加が続いている。2020年1月正会員702人、2021年2月正会員840人、2022年2月正会員969人、2023年2月総会員1151人(うち正会員1121人)、そして2024年2月には、総会員1168人(うち正会員1138人)となっている。2022年3月には、第6代の現イ・ジェジュ会長が就任している。

近年の活動内容として、まず第5代ジョン・ハミョン会長(2019.3-2022.2)は、「平生教育士の存在を世の中に知ってもらう」ことに取り組んだという⁶⁾。それは、①メディア活動を通じた「平生教育士」の広報。具体的には、ウェブマガジン「月刊平生教育士」の発行とYouTube「平生教育士TV」の配信②平生教育士の専門活動についての本。具体的には、会長任期3年の間に3冊発刊。『企画!暮らしと地域を変える』『学習共同体!価値を含ませる』『平生教育ブランド価値に加える+』③全国の平生教育士たちとの交流活動。広域と基礎単位で集まりの場を持ち平生教育士たちと積極的に会い、支部への加入を案内した。コロナ渦には、オンライン会議で行っている。他に「平生教育士の日」を公募し、毎年8月31日を平生教育士の日に指定するなど、多様なイベントを行なうようにした。もちろん、政治的・政策提言活動も、引き続き行っている。このような取り組みによって、支部・支会が増え、会員数も急増しているのであり、第6代イ・ジェジュ会長(2022.2-現在)にも引き継がれ、関連団体との連携や政治家への政策提言等を加速して行なったのである。

(3) 2023年度の会員数・組織・及び活動・決算報告

次に、第23回定期総会資料集(2024年2月24日実施)をもとに、(社)韓国平生教育士協会

の2023年度の会員数・組織・及び活動・決算報告を概観したい。

まず会員数は、正会員1138人、生涯会員30人の総会員数1168人である。正会員のうち広域支部の所属は、以下のとおりである。

広域支部名（正会員数）

- ・江原(43)・京畿(391)・光州(61)・大邱慶北(90)・釜山(71)・蔚山(20)・仁川(38)
- ・全南(69)・済州(5)・忠南(57)・忠北(77)・その他(214) 合計1138人

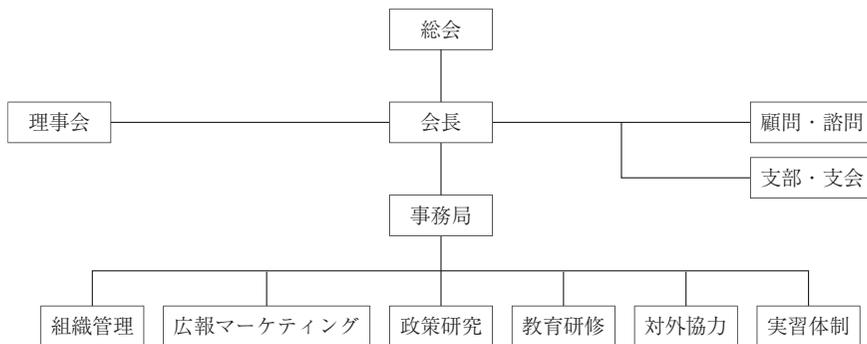
また、うち基礎士会の所属はそれぞれ以下のとおりである。

基礎支会名（正会員数）

- ・江原-洪川(10)
- ・京畿-高陽(14) 光明(11) 廣州(8) 九里(6) 軍浦(7) 南楊州(5) 富川(27) 水原(31)
- ・始興(15) 安山(27) 安養(16) 烏山(25) 龍仁(10) 儀旺(12) 利川(13) 平澤(21)
- ・抱川(32) 河南(6) 華城(18)
- ・大邱慶北-亀尾(11) 尚州(10)
- ・(全北)-茂朱(8)
- ・(ソウル)-衿川(9) 東大門(5)

全北 特別自治道とソウル特別市には広域支部がないため、茂朱、衿川、東大門の各支会には、広域支部がなく、その他になる。この理由として、イ・ジェジュ(社)韓国平生教育士協会会長は、「ソウルに住む会員は発足当初から1番多かったが、中央会の活動に直接参加しており、支部や支会をつくる意味があまりなかったから⁷⁾」と述べている。

次に(社)韓国平生教育士協会の組織図は、以下のとおりである。



出典：(社)韓国平生教育士協議会ホームページ（協会組織図）
<https://kale.or.kr/23>

また、それぞれの分科毎に行なった活動は、以下のとおりである。

- ・組織管理・カン・ドゥツグ国会議員懇談会(4/4)・大田世宗支部懇談会(8/22)・忠南支部懇談会(9/11)・忠北支部懇談会(9/11)・釜山、大邱慶北、蔚山支部懇談会(9/15)・光州、全南支部懇談会(9/21)・広域支部設立会議(12/20)・江原支部懇談会(12/13)・「GENIEを身

につけるためのプログラム発表」へ参加 (9/22)

広報マーケティング・ホームページ (協会設立の目的と役割, 支部ニュース, 平生教育政策及び採用情報等提供)・ダウムカフェ (会員間の情報共有の場, 政策提案掲示板, 地方協会掲示板, 等運用)・フェイスブック (リアルタイムの平生教育情報の共有と意見収斂)・ネイバログ (月間平生教育士アーカイブと平生教育情報を提供)・YouTube チャンネルと平生教育士 TV (韓国平生教育士協会活動)・22周年記念冊子 TF 構成 (10/26)

政策研究・ソ・ドンヨン国会議員が韓国平生教育士協会公式訪問及び政策懇談会 (3/28)・ジョ・ギョンテ国会議員面談 (4.18)・カン・ドゥッグ国会議員懇談会 (5/18)・学生あつらえ統合支援「体系構築関連協力方案」1-2 次会議 (5/31, 6/7)・ソ・ドンヨン国会議員面談 (7/5)・ソ・ドンヨン国会議員法案発議の件関連で教育部と協議 (8/3)・イ・テギユ国会議員懇談会 (9/12)・釜山平生教育政策懇談会 (9/15)・ジョ・ギョンテ国会議員懇談会 (10/31)

教育研修・国家平生教育振興院平生学習口座制関連協議 (4/7)・国家平生教育振興院専門研究協議 (4/26)

対外協力 記載なし。

実習体制・(財)韓国地域社会教育財団と平生教育士実習関連業務協議 (3/13)・「人と教育」と業務協約及び実習関連業務協議 (3/31)・実習マニュアル制作会議 (8/29)

そして, (社)韓国平生教育士協会全体として実施した推進事業として, 自己事業・他受託事業・学術研究が以下のように記されている。

自体事業・(社)韓国平生教育士協会 21 周年記念行事 (5/11)・平生教育士の夜イベント進行 (8/31) 平生教育士実習運営 (4/3-11/23)

他受託事業・2023 年平生教育関係者 (平生教育士・平生教育講師) 専門研究 (4/21-11/30)・2023 年ソウル特別市中学課程文解教育教員研究運営 (6/5-10/6)・2023 年平生教育士専門研究 (老人平生教育) (8/1-10/31)・2023 年加平郡マウル活動家教育運営 (9/4-12/22)・2023 年光明市マウル活動家教育運営 (10/26-12/15)・2023 年 NIA (韓国情報化振興院) 農漁村通信網構築地対象デジタル力量教育進行 (11-12)

学術研究・江華郡平生学習中長期発展計画研究用役 (6/7-10/5)・議政府市平生学習センターコンサルティング (6/9-11/30)

次に 2023 年度の決算報告は, 以下の通りである。

2023 年度 決算報告 (2023 年 3 月～2024 年 2 月) 単位; ₩

項目	収入			項目	支出		
	予算	累計	進行率		予算	累計	進行率
繰越金	59654224	59654224		人件費	87251560	88023760	100.90%
会員後援金	18000000	120660000	67.00%	一般運営費	38536000	32874983	85.30%
理事後援金	14000000	13600000	97.10%	地方協会分担金	120000000	65265000	54.40%
その他後援金	20000000	16199680	81.00%	事業費	224000000	79942690	35.70%
研修センター基金	10000000	5017816	50.20%	預り金	10000000	10000000	100%
事業費	224000000	108971646	48.60%	予備費	28066664	0	0%
雑収入	20000	16314	8.20%	残額	-	48013247	-
合計	507674224	324119680	63.80%	合計	507854224	324119680	63.80%

内訳の説明として、収入では次のとおりである。会員後援金とは、正会員からの会費であり、先に説明したCMSによって1年間に1人120,000円が支払われる。理事後援金とは、理事は年会費として1人200,000円を支払っており、64人が納入している。したがって、本来12,800,000円の収入となるはずだが、13,600,000円となっている。また、2023年度の正会員数は1,138人であるので、会員後援金は本来であれば理事を除く1,074人から128,880,000円の収入が見込まれたはずである。その他後援金とは、個人・団体等からの寄付金収入である。研修センター基金とは、既存事務室補償金返還500,000円、事業費預金通帳利子17,816円となっている。事業費は、外部事業費と内部事業費があり、外部事業費は106,976,000円、内部事業費は1,995,646円となっている。雑収入は、預金利子である。

支出では次のとおりである。人件費とは、事務局職員4名への給料・保険・退職積立金等である。一般運営費とは、事務局運営の管理費で会議運営・資産取得・旅費・業務推進等の項目に分かれている。主な内容として、事務室使用料やCMS手数料及び利用料、事務機器維持管理料、消耗品費等がある。地方協会分担金とは、CMSによって1年間に正会員1人120,000円のうち、広域支部と基礎支会に分配するものである。事業費は、外部事業と内部事業があり、それぞれ予算収入の中から外部事業費は74,130,690円、内部事業費は5,812,000円となっている。預り金とは、研修センター基金から事務室補修費として支出している。

(4) 韓国平生教育士協会の今日的課題

(社)韓国平生教育士協会が近年課題としている案件を以下のとおり整理した⁸⁾。

①平生教育士を公務員任用令の職列(職類)に新設すること。そのためにも、地方自治法に「平生教育」事務を明示しなければならない、としている。②平生教育士資格制度の充実。ここでは、社会福祉士や保育士等の国家資格と同じように資格制度の専門性確立と質の管理のために、資格管理委員会設置のための法的根拠を用意することを求めている。その一つとして、平生教育士の現場実習に対して養成機関及び実習指導者の管理等、実習に対する質的管理を行うことが必要としている。③平生教育士の専門性確保のための補修教育の義務化・法制化。平生教育士には、多様化する社会の中で領域別(障害者・青少年・多文化共生等)に専門性が求められている。したがって、そのような領域別専門性を確保するため、補習教育を法制化しなければならない。④平生教育士配置基準及び管理監督の強化。平生教育法等には平生教育士の「配置しなければならない機関」と配置基準が示されているが、実際には「非常に低調な実態」である。したがって、各機関の特性と状況により平生教育のサービスの規模と種類が違うため、そのことを反映した平生教育士の配置人員をより一層強化し、未設置機関に対する管理監督によって平生教育の専門性を確保しなければならない。⑤(社)韓国平生教育士協会の法定団体化の推進。(社)韓国平生教育士協会は、20年以上の職能団体としての歩みの中で、平生教育士関連法制度の改善のため、関連内容を整理しつつ国会議員への面談を行ったり、国家平生教育振興院と協力して平生教育士専門研修課程を運営したりしてきた。したがって、(社)韓国平生教育士協会の法定団体化とは、平生教育士が(社)韓国平生教育士協会に加入することを義務化することであり、「国家政策のパートナー」として平生教育士の権益保護と伸張のため密着支援する法定団体として、法定機構化を目指している、ということである。

3. 地域レベルの職能団体

(1) 広域自治体単位の協会の現状

韓国には、日本の都道府県にあたる広域自治体が17ある。特別市（ソウル）、広域市（釜山・フサンインチョン・テグ・テジョン・クワンジュ・ウルサン）、道（京畿・忠北・忠南・慶北・慶南・全南）、そして特別自治道（済州・江原・全北）、特別自治市（世宗）である。

最近の動きとして、2023年6月11日から江原道が江原特別自治道に、2024年1月18日から全羅北道が全北特別自治道になった。

日本の広域自治体と違うことは、特別市・広域市・道はそれぞれ基礎自治体（区・市・郡）を有しているが、特別自治道は済州特別自治道では自治権は一元化されており、かつての基礎自治体は行政市（郡）となっている。しかし新設の江原特別自治道と全北特別自治道の市・郡は基礎自治体のままとされている。また、特別自治市には広域自治体としての権限が付与されている。

これら17ある広域自治体のうち(社)韓国平生教育士協会の支部を設置しているのは、江原、京畿、光州、大邱慶北、釜山、仁川、蔚山、全南、忠南、忠北、済州の11広域自治体である。例外的に大邱と慶北という2つの広域自治体で1つの支部となっているが、もともと大邱は慶尚北道の道庁が置かれていた慶北の中心地であり、その後広域市として分離されたが、地域的な結びつきは続いており、このような形になっている。

多くが2015年からの「転換期」以降に設立され、以後支部として承認されているが、大邱慶北と済州はそれ以前に設立している。

その違いについては、済州については未確認であるが、大邱慶北については以下のような経緯があった。現在の大邱慶北平生教育士協会（(社)韓国平生教育士協会大邱慶北支部）は、2011年に大邱慶北平生教育士実務協議会として発足し、2014年4月17日に大邱慶北平生教育士協会として設立した。その後、2018年1月～2020年1月まで韓国平生教育士連合会と名称を変更したが、2020年1月18日に再び大邱慶北平生教育士協会へ名称変更した上で、同年4月25日に(社)韓国平生教育士協会大邱慶北支部としての登録を行なっている。実は、この支部として全国組織に加入する過程において、大邱慶北平生教育士協会では会員数の減少という問題も起きている。

一方、他の9広域支部については「転換期」で説明したように、(社)韓国平生教育士協議会が2015年以降に「全国巡回座談会」を開催していく中で、組織され設立したものである。

(2) 京畿支部（京畿平生教育士協会）を事例に

次に、広域支部の1つである京畿支部について、支部長（京畿平生教育士協会会長）であるジョン・ソンス氏への聞き取り調査⁹⁾と資料3の定款をもとに整理していく。

京畿平生教育士協会は、2015年に設立した。当時、京畿道平生教育振興院のチーム長だったパク・スンキョンさん（現・オサン鳥山大学教授）が、平生教育士の民間のネットワークとして京畿道支部を作りたいと提案した。2010年にすでに安養支会を設立していたジョン・ソンス会長が相談を受け、京畿道支部として京畿平生教育士協会を設立した。

正式な名称は、「社団法人韓国平生教育士協会京畿道支部」であるが、長い呼び名として「京畿平生教育士協会」と呼んでいる。韓国平生教育士協会は社団法人であるが、京畿協会には法人格はない。将来は法人にしたいと考えているという。

会員数は、2023年度393人。広域支部としては最大である。会員は、中央会（韓国平生教育士協会）の会費年12万₩を払った人が正会員。基礎支会もある正会員からはうち20%（2万4千₩）が京畿支部に入る。基礎支会がない正会員からはうち70%（8万4千₩）が京畿支部に入る。準会員（京畿支部のみの会員）の規定はあるが、現在は正会員のみとのこと。

会員の職業内訳は、公共機関勤務者6%。平生教育機関従事者28%、社会福祉分野従事者8%。資格証所持者54%（ここに平生教育講師や求職者も含まれる）。その他従事者4%。

活動内容は、ネットワーク事業が中心（基礎支会への相談、支会設立支援等）。他団体との連携や京畿道庁への政策提言を行なっている。2024年度には、6月から9月の間に会員の力量のアップのためのワークショップなどの実施を考えている。

京畿道の基礎自治体31中19に基礎支会がある。残り12のうち24年4月から3つに支会ができる。支会の結成は、知り合いなど人脈を使って働きかけてきた。支会には5人以上の正会員が必要である。

（3）基礎自治体単位の協会の現状

韓国には現在、226の基礎自治体がある。そのうち(社)韓国平生教育士協会の基礎支会が設置されているのは、わずか25自治体である。さらに、上記のように京畿道には31中19の基礎自治体に支会があるが、他は大邱慶北に2支会、全北（広域支部なし）に1支会、そしてソウル特別市（広域支部なし）に2支会である。

（4）京畿道^{オサン}烏山支会（烏山平生教育士協会）を事例に

次に、京畿道の基礎支会の1つである烏山支会について、支会長（烏山平生教育士協会）であるキム・ヒョンジン氏への聞き取り調査¹⁰と別添資料4の定款をもとに整理していく。

烏山平生教育士協会は、2021年に設立した。その前に京畿支部が2015年にでき、その会長から烏山にも支会を作りたいという働きかけが烏山市の平生教育行政の担当者にあった。当時は、誰も烏山からの会員はいなかった。担当者からキム・ヒョンジン氏に相談が来て、当初12人の平生教育士で烏山支士会を立ち上げた。

会の名称は、正式には「社団法人韓国平生教育士協会京畿道烏山支会」である。そして、機関登録名は「烏山平生教育士協会」としている。「京畿平生教育士協会烏山支会」というも、呼び名としてはある。

烏山平生教育士協会の会員は50人だが、うち25人が正会員（入れ替わりがあり、今は23人）（(社)韓国平生教育士協会京畿烏山支会）、25人は準会員（烏山平生教育士協会のみ）となっている。準会員というのは、基本は平生教育士で中央会に入らない人だが、平生教育士の資格取得のために履修している現場実習生や平生教育士の資格はないが烏山平生教育士協会に興味を持っている方や地域活動をしている方も含まれる。

会員の職業内訳は、公共領域（市役所、大学）10%。平生教育講師50%、自営業（学院、平生教育関連事業）20%。委嘱活動家20%。

会費は、正会員は中央会の会費年間12万₩。うち50%（6万₩）が烏山支会に入る。準会員は烏山支会に入会費として5千₩を払い、その他はかからない。

活動内容として、「平生教育士の夜」（忘年会でお酒なしの会員交流会）「都市委員会（発足）」（市民を巻き込んでの集まりの開催）「地域社会教育専門家研究会（発足）」（リーダー養成ワーク

ショップで、会員も会員以外も参加)「マウル活動家養成深化課程」(烏山市からの委託事業。マウルづくりのコーディネーター養成)「モニタリング研究会(発足)」(烏山市の委託事業)「現場実習」(実習学生の受け入れ。6人。ネットワーク調査、プログラムづくり。実習費あり)「ケルリグラピー講師養成課程」「トリング指導者養成課程」(講師・指導者の養成)等を行なっている。

烏山市には8つの洞があり、洞ごとに住民自治学習プログラムがあり、市が募集する「委嘱活動家」がそれを担っている。昨年は80人だったが、今年は22人。1年ごとに交代だが、1年間の活動をした後にまた応募することができ、再任する人が多い。謝金あり。現在、「委嘱活動家」のうち10人が烏山平生教育士協会の会員となっている。「委嘱活動家」に応募するためには平生教育士資格所持が必須要件である。多くが主婦。烏山市には、平生教育士が300人くらいいるという。

(5) 全国組織と地域組織(支部・支会)の関係

資料5の(社)韓国平生教育士協会組織運営規則には、第2条(地方協会)に「①中央会は特市・広域市と各道に平生教育士協会〇〇支部を置くことができる。②広域支部は必要によって基礎支会を置くことができる。」とし、第4条(事業)で地方協会は「1. 平生教育士の専門性向上のための研修2. 平生教育士関連諸般の研究及び資料製作3. 機関及び団体の間のネットワークを通じた会員たちの情報共有4. 平生教育士現場実習及びサポート活動5. その他平生教育士たちの権益のための活動」の事業ができるとしている。また、第6条(組織)で「広域支部は会員20人以上(正会員過半)で、基礎支会は正会員5人以上で組織して支会の設立準備委員長が設立総会を開催して役員を選出する。」としている。

4. おわりに

前述のように、(社)韓国平生教育士協会に関する調査は、現在も進行中である。

現在韓国には15万人程が平生教育士の資格を有しているが、(社)韓国平生教育士協会に所属する平生教育士はわずか1100人程度、つまり1%未満に過ぎない。

そして職能団体とは、先の定義のように「その職種として」「待遇や利益確保」を含むさまざまな活動を行なう団体である。したがって、構成員は「その職種」に就くための「資格」を有していることが構成員の基本になるはずである。しかし、(社)韓国平生教育士協会では、特に地域組織(支部・支会)の中に「準会員」等と称して、平生教育士の資格を有していない会員も少なくなく所属している。また、平生教育講師も平生教育士の資格を取り正会員となっている¹¹⁾。

このような韓国における平生教育士の職能団体である(社)韓国平生教育士協会は、2002年に全国組織がソウル・京畿道^{キョンギド}を中心に設立し、2008年には任意団体から非営利社団法人となり、2015年以降広域支部づくりがスタートし全国的な組織として展開してきた。しかし、大邱慶北^{テグキョンブク}や済州^{チェジュ}等ではそれ以前に地域独自の平生教育士の団体が設立しており、独自の活動を行なって来たという経緯がある。近年(社)韓国平生教育士協会の支部への再編成が行われた際には、大邱慶北^{テグキョンブク}では会員数が減少していた。また、他にも2022年に一度支部承認がされた大田世宗支部^{テジョンセジョン}は、2023年11月に承認取り消しになり、改めて大田支部と世宗支部が2024年に承認予定だという。

したがって、このような全国組織と地域組織(支部・支会)の関係に関わる詳しい分析は、今後の調査研究で深めていきたい。

また、「平生教育士の自己形成と職能団体」として、(社)韓国平生教育士協会に所属する代表的な平生教育士のライフヒストリー調査も行なって行きたいと考えている。

いずれも、調査にご協力いただいている(社)韓国平生教育士協会関係者の皆さんに、心より感謝申し上げたい。

本報告は、日本学術研究助成基金基盤研究(C)(一般)(R5~R7)「社会教育専門職の職能団体に関する日韓比較研究」(代表・内田和浩)の研究成果の一つである。(本研究はJSPS科研費JP 23K02141の助成をうけたものです。)

注記

- 1) (<https://lisujob.com/kaigo/column/kaigo-professional-careworker/>) 2024.8.1 検索
- 2) 2008年1月7日付で「社団法人韓国平生教育士協会」として申請する際に作成したもの。最新では、2022年11月10日付改訂。
- 3) キム・ヒョンス(内田和浩翻訳)「韓国の平生教育の現場専門家——平生教育士を中心に——」(北海学園大学経済論集第70巻第4号, 2023.3) p113。
原文김현수 「평생교육현장전문가: 평생교육사를 중심으로」 김신일의 (2019), 평생교육론, 교육과학사
- 4) 2024年3月14日にソウル特別市カンソ区にある事務所で聞き取り調査を行なった。
- 5) キャッシュ・マネジメント・サービスの略。銀行振込すると自動的に複数の口座に振り分けて振り込まれるシステム。正会員は、年間12万₩(月1万₩)の会費を中央会の銀行口座に振込むと、基礎支会に50%(年間6万₩)、広域支部に20%(年間2万4千₩)がそれぞれの口座に振り込まれるシステム。支会がない場合は支部に70%(年間8万4千₩)となる。ただし、手数料が引かれる。
- 6) ジョン・ハヨン「韓国平生教育士協会認知度向上のための活動」(第61回社会教育研究全国集会第18分科会「日韓交流——社会教育士と平生教育士——」報告レジュメ, 2022年8月28日)より。以下も、同報告資料を参照。
- 7) 2024年3月14日に行なったイ・ジェジュ会長への聞き取り調査での発言。
- 8) ジャン・ナリ「韓国平生教育士の処遇改善のための努力と課題」(第62回社会教育研究全国集会特別分科会「日韓交流」報告集, 2023年8月28日)及びイ・ジェジュ「韓国平生教育士の現況と課題」(第61回社会教育研究全国集会第18分科会「日韓交流——社会教育士と平生教育士——」報告レジュメ, 2022年8月28日), そして2024年3月14日に実施したイ・ジェジュ会長及びジャン・ナリ事務総長への聞き取り調査をもとに作成した。
- 9) 2024年3月13日に京畿道安山市にある事務所で聞き取り調査を行なった。
- 10) 2024年3月12日に京畿道烏山市にある事務所で聞き取り調査を行なった。
- 11) 平生教育法(第24条2項)では、「平生教育士は平生教育の企画・進行・分析・評価及び教授業務を遂行する」と規定している。平生教育法施行令(第17条)では、「平生教育士は平生教育振興のために平生教育プログラムの要求分析・開発・運営・評価・コンサルティング, 学習者に対する学習情報提供, 生涯能力開発相談・教授, その他に平生教育振興関連事業計画など関連業務を遂行する人」と規定している。

資料1

社団法人 韓国平生教育士協会 定款

2008.1.7
2015.9.9
2016.4.15
2017.3.30
2022.11.10

第1章 総則

第1条（目的）この法人は、民法第32条及び教育部所管非営利法人の設立及び監督の規則に従って平生教育の振興、育成、発展に資する。また、平生教育士の権益伸長と専門性向上、平生教育機関及び団体との連携を通じて平生教育を活性化する。

第2条（名称）この法人は「社団法人韓国平生教育士協会」と称し、ハングル略称：「한평사협」、英文：「Korean Association for Lifelong Educator」、英文略称：「KALE」、漢文：「社団法人韓国平生教育士協會」と表記する。

第3条（事務所の所在）

- ①この法人の主な事務所はソウル特別市に置く。
- ②本会は必要に応じて地方協会を置くことができる。

第4条（事業）この法人は、第1条の目的を達成するために次の目的事業を行う。

1. 平生教育士の専門性向上のための研修
2. 平生教育士関連諸般研究及び資料制作
3. 機関と団体間のネットワークを通じた情報共有
4. 平生教育士現場実習及び支援活動

第2章 会員

第5条（会員の資格と加入）

- ①会員は、この法人の目的に同意し、所定の入会願書を提出して理事会の承認を得た者で、次の各号に該当する。
- ②この法人には、次のように会員を置く。
 1. 生涯会員：生涯会費納付者
 2. 正会員：平生教育士資格証を所持した者
 3. 機関会員：平生教育機関と団体（機関長または権利を委任された者）
 4. 準会員：平生教育士資格証を所持していないが、平生教育に関係する者
- ③会員は所定の会費を払わなければならないが、会費等に関する内容は別途規定で定める。

第6条（会員の権利）

- ①この法人の会員は、選挙権及び被選挙権と議決権を有する。
(ただし、会長被選挙権は正会員のみ有する。)
- ②第7条の会員の義務を果たさない会員は、本法人の会員の権利が制限される。
- ③選挙権及び被選挙権に関する詳細は、選挙規定で定める。

第7条（会員の義務）この法人の会員は、次の各号の義務がある。

1. 会則遵守の義務
2. 会費納付の義務
3. 本協会の事業及び行事に参加する義務（年1回以上）

第8条（会員の脱退）この法人の会員は、任意に脱退することができる。

第9条（会員の懲戒及び回復）

①この法人は、次の各号のいずれかに該当する会員に対する懲戒は、理事会議決とする。

1. この法人の定款及び議決事項を遵守しなかった者
2. この法人の名誉を損なった者

②会員の懲戒は除名、資格喪失、訓戒等とする。

③資格喪失等に関する手続は、別途の規定で定める。

④懲戒対象となる会員に対して、事前に懲戒事由を通知し、召命する機会を与えなければならない。懲戒を受けた会員は、懲戒に異議がある場合は、理事会に再審査を請求することができる。

⑤会員の懲戒及び回復に関する詳細な事項は、別途の規定で定める。

第3章 役員

第10条（役員の種類と定数）

①この法人に次の役員を置く。

1. 理事6名
2. 監事2名

②第1項第1号の理事には、会長1人、副会長3人を含む。

第11条（会長の選出方法とその任期）

①会長は理事会で推薦し、総会で承認を受ける。

②会長は1回だけ連任できる。

③会長の空位が発生したときは、残余任期が1年以上であれば2月以内に第11条第1項に応じ選出し、残りの任期が1年未満の場合、副会長の年長者が会長職を代行し任期は残余期間とする。

第12条（役員任期）

①この法人理事の任期は3年、監事の任期は2年とするが、重任することができる。

②役員任期中に欠員が生じたときは、後任者を総会で選出し、その役員任期は前任者の残余期間とする。

第13条（役員選任方法）

①副会長は理事会の議決を経て会長が任命する。

②役員は総会で選任して就任する。

③任期前の役員解任は総会の議決を経なければならない。

④理事または監査の中に欠員が生じたときは、2月以内にこれを充足しなければならない。

第14条（会長及び理事の職務）

①会長は、この法人を代表して法人の業務を統理する。

②理事は、理事会に出席し、この法人の業務に関する事項を審議する。

または会長から委任された事項を処理する。

第15条(会長の職務代行) 会長に事故があるときは、副会長のうち年長者の順に会長の職務を代行する。

第16条(監事の職務) 監事は、次の職務を行う。

1. 法人の財産状況を監査すること
2. 理事会の運営及びその業務に関する事項を監査すること
3. 財産状況又は業務の執行に関して不正又は不備があることを発見したときは、これを理事会、総会にその是正を要求し、それでも是正しないときは監督庁に報告すること。
4. 第3号の報告をするために必要なときは、総会又は理事会の招集を要求すること
5. 法人の財産状況又は総会、理事会の運営及びその業務に関する事項について総会または理事会で意見を表明すること
6. 総会及び理事会の会議録に記名捺印すること

第4章 総会

第17条(総会の機能) 総会は、次の事項を議決する。

1. 役員を選出に関する事項
2. 定款変更に関する事項
3. 法人の解散に関する事項
4. 基本財産の処分に関する事項
5. 予算及び決算の承認
6. 事業計画の承認
7. その他の重要事項

第18条(総会の招集)

①総会は定期総会と臨時総会に区分する。

②定期総会は、年1回会計年度終了後2か月以内、臨時総会は会長が必要であると認めるとき又は会員3分の2以上の書面要請があるとき、会長が招集し、その議長になる。総会を招集しようとするときは、会長が会議の目的を明示して会議を開催以前に各会員に通知しなければならない。

④総会は、第3項の通知事項に限り、議決することができる。ただし、緊急動議事項に関する提案は、出席過半数の賛成がなければならない。

第19条(総会の議決定足数)

①総会は在籍会員過半数の出席で開催する。

②総会の意思は、出席した会員過半数の賛成で議決する。ただし、可否同数の場合議長が決定する。

第20条(総会招集の特例)

①会長は、次の各号の1に該当する招集要求があるときは、その招集要求日から20日以内に総会を招集しなければならない。

1. 在籍理事の過半数が会議の目的事項を提示し、招集を要求したとき
2. 第16条第4号の規定により監事が招集を要求したとき
3. 会員の3分の1以上が会議の目的事項を提示し、招集を要求したとき、

②総会招集権者が懲戒されたり、又はこれを回避することにより総会招集が不可能なとき、在籍

理事過半数又は会員3分の1以上の賛成で監督庁の承認を得て総会を召集できる。

③第2項による総会は、出席理事のうち年長者の司会のもと、その議長を指名する。

第21条（総会議決懲戒事由）議長又は会員が次の各号の1に該当するときは、その議決に参加できません。

1. 役員就任及び解任における自分に関する事項
2. 金銭及び財産の收受を伴う事項等会員自身と法人との理解が異なるとき

第5章 理事会

第22条（理事会の機能）理事会は、次の事項を審議・決定する。

1. 業務執行に関する事項
2. 事業計画運営に関する事項
3. 予算及び決算書の作成に関する事項
4. 海外支会、傘下団体設置に関する事項
5. 地方協会の承認及び取り消しに関する事項
6. 総会で委任された事項
7. この定款によるその権限に属する事項
8. その他重要な事項

第23条（理事会議決族数）

①理事会は、理事定数の過半数が出席しなければ開催できない。

②理事会の意思は、出席理事過半数の賛成で議決する。ただし、可否同数の場合、議長が決定する。

第24条（理事会議決制約事由）会長又は理事が次の各号の1に該当するときはその議決に参加できない。

1. 役員の就任及び解任において自分に関する事項を議決するとき
2. 金銭及び財産の收受を伴う事項等、自身及び法人の理解が相反する

第25条（理事会の招集）

①理事会は会長が招集し、その議長となる。

②理事会を招集しようとするときは、少なくとも会議の7日前に目的事項を明示し、理事に通知しなければならない。

③理事会は、第2項の通知事項に限り、議決することができる。ただし、在籍理事全員が出席し、出席理事全員の賛成があるときは、通知しない事項でもこれを否定して議決することができる。

第26条（理事会招集の特例）

①会長は、次の各号の1に該当する招集要求があるときは、その招集要求の20日以内に理事会を招集しなければならない。

1. 個人理事の過半数から会議の目的事項を提示し、招集を求めたとき
2. 第16条第4号の規定により監事が招集を要求したとき

②理事会招集権者が懲戒されたり、又はこれを回避することにより、7日以上理事会開催が不可能なときは、在籍理事の過半数の賛成で監督庁の承認を得て招集する。

③第2項による理事会の運営は、出席理事のうち年長者の司会の下、その会議の議長を選出しなければならない。

第27条（書面の議決禁止）理事会の意思は、書面の決議によることができない。

第6章 財産及び会計

第28条 (財産の区分)

- ①この法人の財産は基本財産と運営財産に区分する。
- ②次の各号の1に該当する財産は、これを基本財産とし、基本財産以外の財産は運営財産とする。
 1. 設立時に基本財産として出捐した財産
 2. 寄付によるその他の無償で取得した財産。ただし、寄付目的に照らして財産にすることが困難と総会の承認を得たことは例外とする。
 3. 運営財産中総会から基本財産に編入することを議決した財産
 4. 歳計剰余金中の積立金
- ③この法人の基本財産は次の通りである。
 1. 設立当時の基本財産は別紙リスト1と同じである。
 2. 現在の基本財産は別紙リスト2と同じである。

第29条 (財産の管理)

- ①第28条第3項の基本財産を売渡、贈与、賃貸、交換したり、担保に提供したり、無負担又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決と総会の承認を受けなければならない。
- ②法人が買収、寄付債納、その他の方法で財産を取得するときは、遅滞なくこの法人の財産として編入措置しなければならない。
- ③基本財産及び運営財産の維持、保存及びその他の管理(第1項及び第2項の場合を除く)に関しては、会長が定めるところによる。
- ④基本財産のリストや評価額に変動があるときは、遅滞なく別紙リスト2(現在の基本財産リスト)を変更して定款変更手続きを踏まなければならない。

第30条 (寄付金公開) ホームページを通じて年間寄付金募金額及び活用実績を公開する。

第31条 (財産の評価) この法人のすべての財産の評価は、取得当時の時価による。

第32条 (経費の調達方法等) この法人の維持及び運営に必要な経費は、基本財産の過失、事業収益、会員の会費及びその他の収入で調達する。

第33条 (会計の区分)

- ①この法人の会計は目的事業会計と収益事業会計に区分する。
- ②第1項の場合に法人税法の規定による法人税課税対象となる収益とこれに対応する費用は収益事業会計で計り、その他の収益と費用は目的事業会計で経理する。
- ③第2項の場合に目的事業会計と収益事業会計に区分することが困難な費用は、法人税に関する法令の規定を準用して配分する。

第34条 (会計原則) この法人の会計は、事業の経営成果と収支状態を正確に把握するために、すべての会計取引を発生する事実により企業会計の原則に従って処理する。

第35条 (会計年度) この法人の会計年度は、政府の会計年度による。

第36条 (予算外の債務負担等) 予算外の債務の負担又は債権の放棄は、理事会議の結果総会の承認を受けなければならない。

第37条 (役員等に対する財産貸与禁止)

- ①この法人の財産は、この法人と次の各号の1に該当する関係がある者に対しては、正当な代償なしにこれを貸与したり使用したりすることはできません。

1. この法人の創設者
2. この法人の役員
3. 第1号及び第2号に該当する者及び民法第777条の規定による親族関係にあるは、その者またはそれに該当する者が役員である他の法人
4. この法人と財産上緊密な関係がある者は、第1項各号の規定に該当しない者の場合においても、法人の目的に照らして正当な事由がない限り、正当な代価なしに貸与又は使用させることができない。

第38条（予算書及び決算書提出）この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に次の各号の書類を理事会の議決と総会の承認を得て監督庁に提出する。

1. 次の事業年度の事業計画及び収支予算書
2. 当該事業年度の事業実績及び収支決算書
3. 当該事業年度末現在の財産リスト

第7章 事務所

第39条（事務所）

- ①この法人の業務を効率的に処理するために事務所を置く。事務所は事務総長を置き、会長が推薦し、理事会の承認を受けて任命する。
- ③事務総長は、会長の名を受けて事務所を指揮・統括し、地方協会との協力を管掌する。
- ④事務所は、事業執行のための組織と職員を置くことができる。
- ⑤事務所の組織。業務及び職員の任用・人事・サービス・懲戒・報酬・旅費等に関しては、別途の規定で定める。

第8章 補則

第40条（定款変更）この法人の定款を変更しようとするときは、総会で在籍会員の3分の2以上の賛成で議決し、次の各号の書類を添付して監督庁の許可を受けなければならない。

1. 変更理由書1部
2. 定款改正案（新旧対照表を含む）1部
3. 定款の変更に関する総会又は理事会会議議録等関連書類1部
4. 基本財産の処分による定款変更の場合には、処分の理由。処分財産のリスト、処分の方法等を記載した書類1部。

第41条（解散）この法人を解散しようとするときは、総会で全会員の3分の2以上の賛成で議決し、監督庁の許可を受けなければならない。清算人は破産の場合を除き、その就任後3週間以内に解散登記をして登記簿謄本を添付して監督庁に解散申告をしなければならない。

第42条（残余財産の帰属）この法人が解散するときの残余財産はソウル特別市教育庁に帰属する。

第43条（施行細則）会費徴収に関する事項等この定款の施行に関して必要な事項は、理事会で定めて総会の承認を得なければならない。

付則

この定款は、主務官庁の許可を受けた日から施行する。

（※附則は改正ごとに表示するが、改正定款の附則には改正の許可年月日を記載する）

資料2

韓国平生教育士協会のあゆみ

設立期

- 2002年5月 創立総会開催
初代イ・ギュソン会長及び役員陣選出
- 2003年5月 第2次定期総会、組織改編
- 6月 教育人的資源部平生教育政策諮問団参加
- 2004年4月 ホームページ開設
- 8月 全国最初、釜蔚慶（釜山蔚山慶南）支部創立
- 9月 第3回全国平生学習祭参加（済州）
- 2005年8月 済州支部設立総会
- 11月 平生教育法改正作業参加
- 2006年9月 第5次定期総会
第2代ジョン・チャンナム会長選出
- 2007年10月 第9回平生学習祭参加

始動期

- 2008年10月 非営利社団法人登録（1月に申請）
第10回平生学習祭参加
- 2009年
- 2010年5月 平生教育士職務研修実施（エンパワーメント課程）
第3代ジョン・チャンナム会長連任
- 8月 大邱ダルス区平生生涯学習シンポジウム委託企画及び進行
- 2011年5月 (社)韓国平生教育士協会セミナー及び第7次定期総会開催
- 9月 ソウル平生学習祭モニタリング事業
第11回全国平生学習祭実務会議参加
- 12月 平生教育人の夜
- 2012年9月 ソウル市支援平生教育プログラムモニター進行
- 2013年3月 平生教育士 木曜集会運営
～12月
- 2014年

転換期

- 2015年4月 第14次定期総会開催 会員総数113人
第4代シン・ミンソン会長選出
- 5月 ソウル市平生学習マスタープラン計画樹立参加
ソウル地域平生教育士の集まり（圏域別の集まり発足）
- 8月 協会宣言文
- 9月 協会定款第1次改訂

- ソウル市平生教育振興院と MOU（基本合意書）締結
 (社)光州広域市平生教育振興院と MOU 締結
- 10月 第2次定期理事会開催
- 11月 地域ネットワーク基盤の特性化試験事業
 2015 ユネスコ持続可能発展教育（ESD）シンポジウム
 平生学習タイムス創刊式
- 2016年2月 第1次定期理事会
 第15次定期総会（釜山支部承認・忠北支部承認）
- 3月 全国巡回座談会（釜山・済州・江原・忠北・大邱）
- ～7月
- 4月 協会定款第2次改訂
 京畿支部承認
- 5月 사소함（消息誌）創刊
 第2次定期理事会
 第1次臨時理事会
- 6月 指定寄付金団体指定（会費税免除）
- 6月 2016 始興市平生学習 Season II 学習ガバナンス運営
- ～9月
- 7月 恩平区さすがトークショー「平生学習館、さすがこんにちは」共同運営
- 8月 地域民主市民教育促進者（ファシリテーター）力量開発課程運営
- ～11月
- 10月 2016 ソウル平生学習祭カンファレンス及びモニタリング運営
- 11月 平生教育士資格制度改善研究意見開進（1次）
 平生教育士実践大会（光化門キャンドル集会）
 第4次定期理事会
 江原道洪川支会承認
- 12月 平生教育士資格制度改善研究意見開進（2次）
 平生教育士実践大会（光化門キャンドル集会）
 京畿平生教育振興院と MOU 締結
- 2017年2月 京畿道光明支会設立・光州支部設立
 第16次定期総会 光明支会承認・光州支部承認
 第1次理事会
- 3月 協会定款第3次改訂
 平生学習タイムズ政策討論会：政策提案発表
- 4月 済州行く平生教育士_高空飛行
 さすがトークショー「やはり平生学習都市は存在するか」
- 5月 新しい大統領に望む：全国平生教育士政策提案文を書く団体行動
 第2次理事会

- 6月 2017. 華城市平生教育関係者ワークショップ運営
光化門平生学習 1番街政策提案等の署名
大統領業務引継ぎ委員会に政策提案を提出
- 7月 始興市 2017. 学習ガバナンス, もっとソリューション運営
- ～8月 平生教育法と制度, 政策提案第1次公庁会共同主管
- 9月 2017 ソウル平生学習祭広報ブース運営
- 10月 京畿道南揚州支会設立・仁川支部設立
平生教育法律の制・改正案国会の門外で伝達
- 11月 平生教育法制諸改訂第2次公聴会共同主管
사소함特別号発行(平生教育士の専門性向上配置拡大法案発表: 平生教育士制度改善, 専担公務員制度新設)
全国巡回座談会: 江原道支部
- 12月 江南区機関長, 実務者研修運営
사소함(消息誌) vol. 21 発行
全国巡回座談会: 光州支部, 仁川支部, 忠北支部
京畿道抱川支会設立
- 2018年1月 2018年社団法人平生教育士協会事業及び予算樹立ワークショップ開催
- 2月 第1次定期理事会開催
第17次定期総会開催, 正会員 285人
- 3月 平生教育法改訂関連懇談会 ‘平生教育専担公務員’
- 4月 第2次定期理事会開催
地方選挙準備 平生教育士制度政策提案
- 5月 行政安全部住民自治型公共サービス基盤構築論議
“住民自治に平生学習の機能強調及び邑面洞住民自治センター平生教育士配置提案”
ソウル市候補政策提案で伝達及び採択要請公文書発送
平生教育法一部改訂法律案(チョ・スンレ議員代表発議) “平生教育専担公務員”
- 6月 帰漁帰村標準教育課程開発用役契約(韓国漁村漁港協会)
平生学習運営マニュアル開発用役契約(京畿道平生教育振興院)
大田・世宗支部創立総会開催
- 7月 第3次定期理事会開催
平生教育士100人シンポジウム実施
忠南支部承認
- 9月 仁川平生学習フォーラム主幹運営(都市別コンサルティング, 討論会, フォーラムなど)
障害者平生教育関係者懇談会実施: 障害者平生教育分野平生教育士配置のための力量強化協議
- 10月 第4次定期理事会開催

- 平生教育士補修教育体制構築研究用役契約（国家平生教育振興院）
 第3回ソウル平生学習大討論会 2部シンポジウム運営：‘私の友達は平生教育士，市民の成長は平生教育士から’
 議政府市学習ネイバー養成課程主管運営
 第6回大韓民国平生学習博覧会 ‘平生教育人の夜&憩い場’ 運営
 平生教育専担公務員の必要性国政質疑（チョ・スンレ議員）
 平沢支会承認
- 11月 ソウル市衿川区平生教育士力量強化研修運営
 議政府市平生学習フォーラム運営
 日本地域社会研究家 内田教授協会訪問
- 12月 竜仁市平生教育士力量強化研修運営
 韓国養成平等振興院とMOU締結
 사소함（消息誌）vol. 33 発行
- 2019年1月 第1次定期理事会開催：京畿道高揚支会承認
- 拡充期**
- 2019年2月 第18次定期総会開催：第5代ジョン・ハミョン長選出，正会員503人
 烏山市平生教育士ワークショップ運営
- 3月 東海市平生教育士資格証試み課程運営
- 4月 第2次定期理事会開催：京畿道水原，始興，ソウル衿川支会など承認
- 5月 韓国平生教育士協会研修センター推進体制構築広域支会長懇談会開催
 広域支部活性化懇談会開催（仁川支部，済州支部，忠北支部）
 国家平生教育振興院と協力体制準備振興院長懇談会開催
 研修センタービジョン共有の集会（教育研修分科）開催
- 6月 「月刊平生教育士」改編，ネイバースタンプ及びネイバースタンプバンド開設
 2020年第7回大韓民国平生学習博覧会運営委員会参加
 第2次韓国平生教育総連合会臨時会議参加
- 7月 第3次定期理事会開催
 華城市平生学習ネットワークワークショップ開催
 全国平生学習代表者会議及び第46次韓国平生教育総連合会年次大会参加
- 8月 城北区平生学習館名士特講運営委託
 永登浦区永登浦マウル大学運営課程設計研究用役
 平生教育士協会研修課程開発会議
 「法律，理財を変えよう！」1次学習集会開催
- 9月 平生教育士正会員オーダーメイド型情報提供のためのアンケート調査実施
 平生教育士職務遂行実態分析研究用役（国家平生教育振興院）
 「法律，理財を変えよう！」2，3次学習集会開催
- 10月 平生教育士資格取得関連協議を目的にシン・ギョミン国会議員室訪問
 「法律，理財を変えよう！」4，5次学習集会開催

- 研修体制構築のためのソウル学習集会開催
 大邱・慶北地域平生教育士連合会と懇談会実施
 大田市平生教育振興院と政策セミナー共同開催
 「平生教育士 TV」(YouTube チャンネル) 開局
- 11 月 東海市東にある東海大学平生教育論課程運営
 研修体制構築のための釜山学習集会開催
 第 4 次定期理事会開催
 京畿道平生学習調和コンサート協会広報ブース運営
 利川市平生学習シンポジウム委託運営
- 12 月 平生学習都市未来フォーラム共同主管(全国学習都市協議会)
 京畿道型平生教育義務教育化政策シンポジウム委託運営(京畿道平生教育振興院)
- 2020 年 1 月 亀尾平生教育士協会創立
 第 1 次定期理事会開催: 運営引越推薦及び選出
 第 19 次定期総会開催(1.18.) 正会員 702 人
- 2 月 フェイスブックライブ「協会 2020 年を語る」実施
 企画図書『企画!暮らしと地域を変える』出版
 正会員オーダーメイド型情報提供アンケート調査実施
- 3 月 学校平生教育平生教育教師配置関連学習集会(3.3)
 第 3 世界教育物品寄付プロジェクト実施(3月~4月)
 第 21 代国会議員総選関連「平生教育政策推進」公開質議で放送
 コロナ 19 克服キャンペーン及び寄付募金と伝達式(全国災害号協会)
- 4 月 4 月平生教育士 TV YouTube ライブ(4.9)「21 代総選政策質疑に対する政党別会算内容を聞く!」
 第 2 次定期理事会開催(4.25) 大邱慶北亀尾支会, 大邱慶北支部承認
- 5 月 平沢市平生教育講師スクールを委託運営
 5 月平生教育士 TV YouTube ライブ(5.11)「協会の創立を語る」
 コロナ 19 克服のための # おかげさまでチャレンジ及び # 平生教育士ハッシュタグキャンペーン
 平生教育士師匠手記公募展実施
- 6 月 第 3 世界教育物品寄付伝達式(6.4)_(社)国境のない教育家会
 金信一著〈学習社会〉ブックコンサート共同主管(6.16)_YouTube ライブ
 6 月平生教育士 TV YouTube ライブ(6.17)「コロナ 19 と賢い平生教育士達」
 「法律, 理財を変えよう!」6 月学習集会開催(6.25)
 :「平生教育士の労働権確保のための方案」
 釜山人材平生教育振興院「2020 年平生教育総合コンサルティング(釜山鎮区)用役運営」
 ソウル市平生教育振興院「ソウル平生教育専門性強化研修」委託運営
 パク・ソンミ PD と一緒にするズブズブズム(ZOOM)講義実施
 公労総行安部定期交渉テーブルに労働権保障のための「平生教育直列新設地方公務員法公務員任用令へ」提案(行政安全部, 人事革新処)

- 7月 第3次定期理事会開催(7.18)_平生教育団体との連携方案論議
「法律, 理財を変えよう!」学習集会(7.19)
:「任期制平生教育謝意不平等, 不合理, 不利益に対して語る。」
揚平郡平生教育マネージャー養成課程委託運営
「法律, 理財を変えよう!」学習集会(7.24)
:「任期制平生教育士の不平等, 不合理, 不利益に対する問題化方案論議」
7月平生教育士TV YouTube ライブ(7.31)「平生教育士の星が輝く夜に」
- 8月 平沢市差違ある講師クラス委託運営
利川市新規平生学習マウルコンサルティング委託運営
「法律, 理財を変えよう!」学習集会(8.13)
: 国平院「皆が一緒にする平生教育」セミナーの中で平生学習の将来展望について論ずる。
8月平生教育士TV YouTube ライブ(8.25)「平生教育士何でも売ります。買います。」
「法律, 理財を変えよう!」学習集会(8.27)
:「障がい者平生教育現場実践事例学習」
- 9月 仁川市延寿区平生学習講師学校委託運営
「法律, 理財を変えよう!」学習集会(9.17)
:「障がい者平生教育法改訂が必要な理由と不必要な理由」
9月平生教育士TV YouTube ライブ(9.21)「あなたは平生教育士たちのコミュニティが気掛かりだ。」秋夕対応農産品共同購買実施
- 10月 第4次定期理事会開催(10.17)蔚山支部, 全南支部, ソウル東大門支会承認
協会事務所住所移転麻浦区→九老区
10月平生教育士TV YouTube ライブ(10.17)「私の卓上の上に置かれた平生教育士たちの日常」
利川市マウル活動家養成課程委託運営
利川市平生学習フォーラム委託運営「社会的距離を越えて利川どれくらい愛してる」
全国平生学習都市基礎現況調査研究委託運営
- 11月 国家平生教育振興院ウェブフォーラム委託運営「アンタクト時代, 学習権死守のための現場の声」
国家教育会議国民参加団平生教育政策オンラインシンポジウム共同開催
11月平生教育士TV YouTube ライブ(11.27)「平生教育士!あなたの声を聞かせて」
- 12月 平生教育士卓上こよみ製作
企画図書 2弾『学習共同体!価値を含ませる』出版
12月平生教育士TV YouTube ライブ(12.21)「平生教育士が平生教育士に安否を尋ねます。平生教育士さんこんにちは?」
議政府市平生学習フォーラム委託運営「100分討論, 住民自治と平生学習を語る。」

- 2021年1月 第1次定期理事会開催
初・中等教育法一部改正案（議案番号7103）反対公式宣言発言文伝達
公務員労働組合総連盟と‘平生教育職列新設’対政府労組協議案提案協議
カン・ドック議員など24人発の平生教育法一部改訂法律案（議案番号7221賛成宣言
1月平生教育士TV YouTube ライブ（1.22.）「2020年10大ニュース」
- 2月 カン・ドック議員との懇談会
第20次定期総会開催（2.20）正会員840人
2月平生教育士TV YouTube ライブ（2.23.）「富川市オンライン平生学習eスタジオ探訪」
2021年ソウル平生教育振興院研修事業進行懇談会
- 3月 京畿道安山平生教育士協会創立
京畿道安山支会創立総会参加
協会事務所住所移転九老区→江西区
2021年城南市平生学習フォーラム委託運営
平生教育士TV YouTube ライブ（3.30）「平生教育士を捜します。」
- 4月 第2次定期理事会開催：京畿道安山，龍仁支会承認
韓国障害者平生教育研究所，平生教育士点字名刺無料支援
韓国平生教育士協会—韓国青少年指導士協会—京畿教育福祉協会懇談会
4月平生教育士TV YouTube ライブ（4.16）「平生教育士としてその男たちが生きる方法」
- 5月 揚平郡マウル活動家養成課程委託運営
密陽市平生教育中長期総合発展計画委託樹立（5月～10月）
高陽市平生学習しっかりとやるLAB2期（市民ワークショップ）委託運営（5月～6月）
平生教育士TV YouTube ライブ（5.11）「協会の19歳純情」
平生教育士の師匠手記公募戦進行
平生教育職列新設方案オンラインシンポジウム開催
普遍的平生教育実現のための共同連帯実務者会議（1次）
ユ・ギホン議員など48人が2021.4.20. 発議した‘障害者平生教育法案（議案番号9596）反対宣言及び伝達
- 6月 安養支会活性化のための懇談会（6.16）
平生教育士TV YouTube ライブ（6.21）「コロナ時代，賢いお休み企画」
平生教育士才能共有研修プログラム運営
- 7月 京畿道オサン平生教育士協会創立
（社）韓国平生教育士協会SNS化粧直し
永登浦マウル大学 人生学概論委託運営（7月～8月）
協会役員陣，コ・ヤンイン国会議員との懇談会
協会役員陣，全国障害者夜学協議会と懇談会
第3次定期理事会開催

- 平生教育士才能共有研修プログラム運営
- 8月 平生教育士 TV YouTube ライブ (7.29) 「平生教育士たちの三つの希望提案」
(社)韓国平生教育士協会ホームページリニューアル
韓国平生教育士協会—韓国青少年指導士協会—京畿教育福祉協会懇談会
カン・デジュン国家平生教育振興院院長との懇談会
- 2021年9月 平生教育士才能共有研修プログラム運営
平生教育士 TV YouTube ライブ (8.31) 「平生教育士の日 行事」
普遍的平生教育実現のための共同連帯実務者会議 (2次～3次)
京畿道平生教育基本権保障のための政策シンポジウム参加
- 10月 平生教育士 TV YouTube ライブ (9.30) 「平生教育士政策鼎談会 (1)」
コロナ19で農産物被害を被った協会家族たちの農産物共同購買推進
始興市平生学習祭主題別フォーラム及び地域フォーラム委託運営 (10月～11月)
普遍的平生教育実現のための共同連帯実務者会議 (4次～5次)
普遍的平生教育実現のための共同連帯 5団体長会議
大統領選挙及び地方選挙平生教育士政策研究活動
第3次定期理事会開催：京畿道オサン支会承認
- 11月 平生教育士 TV YouTube ライブ (10.31) 「平生教育士政策鼎談会 (2)」
企画図書 3弾『平生教育ブランド価値に加える+』出版
普遍的平生教育実現のための共同連帯広報チーム業務遂行
普遍的平生教育実現のためのオンライン支持署名キャンペーン参加
普遍的平生教育実現のための共同連帯 5団体長会議
普遍的平生教育実現のための共同行動宣言
江南区関連機関平生教育コンサルティング委託運営 (11月～12月)
大統領選挙及び地方選挙平生教育士政策研究活動
第7回大韓民国平生学習博覧会広報ブース運営及び平生教育人トークコンサート開催
平生教育士倫理綱領アンケート調査イベント実施、国家平生教育振興院共同主催
- 2021年平生教育専門力量強化(民間領域平生教育士)研修課程運営、国家平生教育振興院共同主催
- 12月 平生教育士 TV YouTube ライブ (11.30) 「平生教育士政策鼎談会 (3)」
大統領選挙及び地方選挙平生教育士政策研究活動
仁川支部ランソン集会参加
平生教育士 TV YouTube ライブ (12.30) 「平生教育士政策鼎談会 (4)」
- 2022年1月 臨時理事会開催：次期会長推薦方法協議 (1.8.)
光州平生教育士協会第8回平生教育士の日開催 (1.15.)
普遍的生涯教育実現のための共同連帯実務者会議 (1.18.)
第1次定期理事会開催：(社)韓国平生教育士協会会長候補推薦委員会 (1.22)

- 協会副会長との懇談会：(社)韓国平生教育士協会運営方向及び理事陣構成など協議 (1.25)
- 平生教育士政策鼎談会：平生教育士政策提案及び討論 (1.26)
- 2022年2月 協会役員陣及び政策懇談会：平生教育政策及び直列新設など政策提案協議 (2.7)
- チョ・キョンテ国会議員政策提案及び懇談会 (2.8)：平生教育職列，平生教育予算拡大など平生教育法改訂関連，地方自治法平生教育事務明示に関する事項などを総選挙政策提案要請
- 忠清圏域平生教育政策説明会オンライン開催 (2.14.)
- カン・ドグ国会議員との懇談会 (2.17)：感謝杯伝達及び平生教育士関連政策提案
- 障害者平生教育法制定案(ジヨ・ヘイン国会議員代表発議)反対意見提出 (2.17.)
- 第21次定期総会開催 (2.19)：第6代イ・ジェジュ会長選出 正会員969人
- 3月 蔚珍・三尺・東海地域山火事災難関連募金 (3.9～3.25)
- 韓国平生教育士協会分科長研修 (3.25)：2022年度韓国平生教育士協会分科別事業推進計画樹立など論議
- 国家平生教育振興院との懇談会 (3.30)：2022年度平生教育士研修運営など協議
- 4月 第2次定期理事会開催：地方選挙政策提案のこと
- 5月 ユ・ギホン委員等48人が2021.4.20.発議した「障害者平生教育法制定案(議案番号9596)反対宣言及び伝達(国会議案情報システム)(5.01)
- 光明支会との懇談会 (5.04)：光明市マウル活動家養成及び力量強化協力運営方案協議
- 京畿道教育監候補(イム・テヒ)政策提案懇談会 (5.10)：学校平生教育教育福祉士処遇改善及び政策提案
- ソウル市教育監候補(ジヨ・ヒヨン)政策提案懇談会 (5.25)：学校平生教育教育福祉士処遇改善及び政策提案
- 国家平生教育振興院とMOU締結 (5.30)
- 6月 2022 平生教育専門力量強化研修(国家平生教育振興院委託)：平生教育での老人教育に望むこと (6.28)
- 7月 2022年平生学習マウル活動家力量強化教育(光明市託)(7.1～7.15)：平生学習と実践活動に対する体系的教育としての活動専門性強化
- 2022 平生教育専門力量強化研修(国家平生教育振興院委託)：デジタル力量強化課程(7.5, 7.7 2回オンライン ZOOM 運営)
- 第3次定期理事会開催 (7.9)：京畿河南支会承認の件
- 京畿支部と懇談会 (7.18)：中央と京畿支部運営方向連携方案論議
- 世界防疫協会とMOU締結 (7.22)
- 世界環境産業教育振興院とMOU締結 (7.22)
- ソウル市境界線知能人平生教育センターとの懇談会 (7.28)：障害者平生教育職業群及び職業連携方案協議

- 8月 平生教育士実習方案用意のための韓国放送通信大学との懇談会(8.2):平生教育士現場実習改善のための現場事例など今後の方向論議
韓国障害者平生教育研究所 MOU 締結(8.11)
鳥山大学 MOU 締結(8.12)
「平生学習都市臨時総会平生教育専門家意見収斂」参加及び発表(8.19):新政府と民選8期出帆による平生学習政策と学習都市の方向
2022 平生教育士の日 行事(8.27~28.1泊2日)
平生教育士実習方案用意のための4平生教育院との懇談会(8.31):平生教育士現場実習連携方案論議
- 9月 2022 平生教育専門力量強化研修(国家平生教育振興院委託):広域単位市道振興院実務関係者研修(9.5~6, 1泊2日)
- 10月 韓国平生教育 HRD 学会 MOU 締結(10.07)
韓国専門大学教育協議会 MOU 締結(10.18)
2022年マウル活動家養成及び力量強化教育(抱川郡委託)
(8.24~10.12):マウル活動家に必要な役目と力量理解及びビジョン樹立
京畿抱川支会との懇談会(10.28):抱川地域マウル活動家運営協議
- 11月 「教育福祉優先支援事業専門家 1次懇談会(11.05)
「教育福祉優先支援事業専門家 2次懇談会(11.08)
「教育福祉優先支援事業専門家 3次懇談会(11.12)
「韓国平生教育 HRD 春季学術大会フォーラム」参加及び発表(11.12):平生教育活動家彼らはだれか
2022 江原・忠北平生教育政策フォーラム」参加及び運営(11.16):地域平生教育活性化のための共存・協力ネットワーク構築方案
2022 環境教育融合型リーダー養成課程(環境保全協会委託)(8.23~11.22)
「2022『京畿平生学習の日』及び京畿平生教育定期フォーラム」参加及び発表(11.23):平生教育バウチャー拡散のための地方自治体懸案と対応方案
「2022年平生教育財政フォーラム」参加及び発表(11.30):功績支援対象として平生教育の範囲と平生教育財政拡充方案
仁川広域市壅津郡平生学習都市造成備え平生教育中長期発展計画研究用役(7.4~11.30)
- 12月 高陽市平生学習コンサルティング(2次)運営用役(高陽市委託)(10.26~12.10)
(財)スマート教育財団 MOU 締結(12.23)
- 2023年1月 専門大学協議会平生教育関連協議(1.5):2023年平生教育フォーラムなど問題こと協議
2023 役員陣ワークショップ(1.12):2023年協会運営方案,定款及び支会関連事項論議など
第1次定期理事会開催(1.18):大田・世宗支部承認,京畿利川支会承認,広域支部長理事選任
- 2月 韓国専門大学協議会と韓国平生教育士協会協力協議(2.3):2023年平生学習大

- 転換政策方案協力方案論議
- 第22次定期総会開催(2.18) 総会員1,151人(うち正会員1121人)
- 3月 「2023大韓民国平生教育及び平生職業教育大転換政策フォーラム」参加及び討論(3.7)
- (財)韓国地域社会教育財団平生教育士実習関連業務協議(3.13):平生教育実習生連携協力方案論議
- 韓国労総と東大門支会協議(3.23):韓国労総連盟と協力を通して平生教育政策方案論議
- 韓国単位銀行制協議会と協議(3.24):平生教育政策改善方案協力方案
- 第1次臨時理事会開催(3.24):新任理事選任,組職規則変更,江原太白支会承認
- ソ・トンヨン国会議員,(社)韓国平生教育士協会公式訪問及び政策懇談会(3.28):平生教育政策及び協会懸案など推進課題論議
- ヨルリンサイバー大学MOU締結(3.29)
- 西江大学校MOU締結(3.29)
- 人と教育業務協約及び実習関連業務協議(3.31):2023年業務協約及び実習生奨学制度運営論議
- 4月 カン・ドッグ国会議員懇談会(4.4):平生教育分野懸案及び推進課題論議
- 仁川サイバー大学MOU締結(4.7)
- 国家平生教育振興院 平生学習講座関連協議(4.7):2023年平生学習講座運営関連論議
- 人と教育MOU締結(4.17)
- ヂョ・ギヨンテ国会議員面談(4.18):平生教育分野懸案及び推進課題論議
- 国家平生教育振興院資格制度室協議(4.26):平生教育士専門力量強化研修協議
- 5月 2023年(社)韓国平生教育士協会21周年記念行事(5.11)
- カン・ドッグ国会議員懇談会(5.18):地方自治事務に“平生教育振興”明文化邑-面-洞幸せ学習センター専担体系構築及び専門人材(平生教育士)配置
- 学生オーダーメイド統合支援体系構築関連協力方案 1-2次会議(5.31):学校福祉優先サポート事業で学生オーダーメイド統合支援法転換に対応戦略
- 6月 全州キジョン大学MOU締結(6.14)
- 東アジア海共同体オーシャン及び韓国専門大学校協議会MOU締結(6.30)
- 7月 ソ・ドンヨン国会議員面談(7.5):平生教育法一部改正案法案発議現況把握及び論議,平生教育士補修教育,韓国平生教育士協会法定団体推進など
- 第2次定期理事会開催(7.11):基礎支会承認(江原太白支会,大邱慶北尚州支会,京畿廣州支会,京畿華城支会,京畿河南支会)
- 8月 ソ・ドンヨン議員法案発議のこと関連教育部協議(8.3):平生教育法改訂関連教育省担当意見聞き取り
- 世宗人才平生教育振興院訪問(8.22):平生教育士協会と世宗人才平生教育振興院協力方案論議,大韓民国博覧会セミナー共同主催関連協議
- 大田世宗支部懇談会(8.22):中央及び支部間運営協力方案,地方協会役目論議

- など
実習体系分科会の進行 (8.29)：平生教育現場実習リーダーのための実習マニュアル製作関連会議
「2023 平生教育海外研究_第62回日本社会教育研究全国集会」参加 (8.25～8.29)
平生教育士の日イベント進行 (8.31)：クイズイベント及びデッグルダルギイベント
- 9月 「2023 第2回全羅南道平生教育政策セミナー」参加及び発表 (9.1)
忠南支部懇談会 (9.11)：中央及び支部間運営協力方案論議, 忠南支部現況及び支障事項聞き取りなど
忠北支部懇談会 (9.11)：中央及び支部間運営協力方案論議, 基礎支会構成に関する論議など
イ・テギユ国会議員懇談会 (9.12)：イ・テギユ国会議員懇談会
釜山平生教育政策懇談会 (9.15)：釜山の持続可能な発展のための平生教育政策提案
釜山, 大邱慶北, 蔚山支部懇談会 (9.15)：中央及び支部間運営事項交流, 釜山支部政策懇談会内容共有など
光州, 全南支部懇談会 (9.21)：中央及び支部間運営協力方案, 地方協会役目論議など
「GENIE (Global Emerging Network In Economy) ジニープログラム発表」参加 (9.22)
- 10月 江華郡平生学習中長期発展計画研究用役 (6.7～10.5)
2023年ソウル特別市中学課程文解教育教員研修運営 (6.5～10.6)
「2023 始興市平生学習祭—平生学習都市未来を描く」参加 (10.12)：1,000万老人会を代表する大韓老人会との平生教育協力方案論議
2023 大韓老人会中央会訪問 (10.17)
広報分科TFミーティング進行 (10.26)：22周年記念パンフレット製作関連, 記念パンフレット目次構成及び原稿蝕合など
ソ・ギョンテ国会議員懇談会 (10.31)：平生教育士補修教育など懸案及び推進など
2023年平生教育士専門研修委託運営 (老人平生教育) (8.1～10.31)
- 2023年11月 「2023 慶北平生教育関係者ワークショップ」参加 (11.9)
平生教育士実習運営 (4.3～11.23)
2023 役員陣ワークショップ (11.26～11.27)：2024年協会運営方案, 定款及び支会関連事項論議など
第2次臨時役員会開催 (11.30)：基礎支会承認留保 (大邱慶北尚州支会, 京畿光州支会, 京畿華城支会), 基礎支会承認 (京畿九里支会, 京畿儀旺支会, 京畿軍浦支会), 大田・世宗支部取り消し
2023年平生教育関係者 (平生教育士・平生教育講師) 専門研修 (4.21～11.30)
議政府市東平生学習センターコンサルティング用役 (6.9～11.30)

- 12月 「2023 慶州市平生教育関係者ワークショップ」参加(12.2)
広域支部(全北)設立会議(12.13):(社)韓国平生教育士協会設立目的案内,
全北支部設立手続き案内など
2023年光明市マウル活動家教育課程用役(10.26~12.15)
江原支部懇談会(12.20):中央及び支部間運営協力方案及び地方協会役目論議
など
2023年加平郡マウル活動家教育委託運営(9.4~12.22)
2023年NIA(韓国情報化振興院)農漁村通信網構築地帯上デジタル力量教育進
行(11~12.)

2024年2月 第23次定期総会(2.24)総会員1,168人(うち正会員1138人)

社団法人韓国平生教育士協会定期総会資料及びホームページより作成

資料3

京畿平生教育士協会
定款

2015.03.28. 制定

2017.02.18. 改訂

2021.06.19 改訂

2024.02.15 改訂

第1章 総則

第1条（名称） 本会は『京畿平生教育士協会』『Gyeonggi Association for Lifelong Educator』
と言う。

第2条（位置） 本会の事務所は会長の所属機関または会長が指定する場所に置く。

第2章 目的と事業

第3条（目的） 本会は京畿道地域で活動している平生教育士の権益伸張と力量を強化して情報
交流活性化を通じて京畿道平生教育士振興に寄与し、同時に会員たちとの親睦企図を目的に
する。

第4条（事業） 本会は第3条の目的を果たすために次のような事業を遂行する。

1. 京畿道平生教育士の権益伸張及び力量強化のための研修
2. 京畿道平生教育活性化のための政策開発及び実践
3. 平生教育特化事業及びプログラム開発及び運営
4. 平生教育士の学習型働き口創出
5. 平生教育関連諸般の研究活動及び資料製作
6. 平生教育と係わる学術活動及び受託事業
7. その他本会の目的にかなう事業など

第3章 会員

第5条（構成） 本会の構成は京畿道地域に居住するとか活動する平生教育士として本会の目的に
賛同する者とする。

第6条（会員の区分と入会）

①本会の会員はこの会の目的に同意して所定の入会願書を提出して理事会の承認を得た者で次各
号に該当する。

②この会には次のような会員を置く。

1. 正会員：平生教育士資格証を所持して CMS に加入した者
2. 準会員：平生教育士資格証を所持している者
3. 特別会員：本協会の発展のために理事会が必要だと承認した者
4. 機関会員：平生教育機関と団体（機関長または権利を委任受けた者）
5. 一般会員：平生教育士資格証を取得しなかったが、平生教育に関係する者や平生教育士資

格を準備する学生

第7条（会員の権利と義務） 本会会員の権利と義務は次のようにする。

1. すべての会員は総会で議決権と選挙権を持つ。
2. 被選挙権は正会員だけが持つ。
3. すべての会員は本会の事業に参加することや各種恩恵を受ける権利がある。
4. すべての会員は所定の会費を納めなければならないが会費などに関する内容は別途規定で決める。

第8条（資格停止、除名及び回復） 本会会員の資格停止、除名及び回復は次のようにする。

1. 会員として定款を守らないとか本会の名誉を毀損させた者は総会の議決として資格停止または除名することができる。
2. 会員の資格が止められるとか除名された者が復権又は社会の通念上名誉が回復した場合総会の議決を経て会員の資格を回復することができる。

第4章 役員

第9条（役員の種類と定数）

①本会には次の役員を置く。

1. 会長：1人
2. 首席副会長：1人
3. 副会長：2人
4. 理事：13名以上
5. 監事：2名

②第1項第1号の理事には会長及び副会長を含む。

③基礎支会会長は本会の当て職理事として京畿平生教育士協会理事会で参加承認が議決された時期から理事として認める。

第10条（会長の選出方法とその任期）

①会長は理事会で推薦と総会で追認を受ける。

②会長の任期は2年にして、1回連任することができる。

③会長の退任が発生した時には残余任期が6ヶ月以上なら3ヶ月以内に第10条第1項によって選出して、その残余任期が6ヶ月未満なら首席副会長が会長職を代行して任期は残余期間にする。

第11条（副会長、総務理事）

①会長は理事会の議決を経て理事の中から首席副会長1人と副会長2人を任命することができ、任期は2年で連任することができる。

②第4条に規定した事業を専担するために会長は理事会の意見を経て総務理事を任命する。

③副会長及び総務理事の業務分担に関しては会長が決める。

第12条（役員任期）

①本会理事の任期は2年、監事の任期は2年とし、連任することができる。

②役員任期の中で欠員が生じた時には後任を理事会で選任し、選任によって就任した役員任期は前任者の残余期間にする。

第13条（役員を選任方法）

- ①副会長は理事会の議決を経て会長が任命する。
- ②理事は当て職理事と任命職理事に区分し当て職理事は基礎支会長が兼ねて、任命職理事は会員及び理事会から推薦を受けて総会で追認を受ける。
- ③監事は総会で選出する。
- ④任期前の役員の解任は総会の議決を通さなければならない。
- ⑤理事または監事の中に欠員が生じた時には任期が6ヶ月以上残った時には2ヶ月以内に補充しなければならない。

第14条（会長及び理事の職務）

- ①会長は本会を代表して、本会の業務を統轄して総会と理事会の議長になる。
- ②理事は理事会に出席して本会の業務に関する事項を審議議決して、理事会または会長から委任を受けた事項を処理する。

第15条（会長の職務代行） 会長が退位した時には首席副会長が会長の職務を代行し首席副会長がその職務を遂行することができない時には理事の中から年長順序とする。

第16条（監事の職務） 監事は次の職務を行う。

1. 本会の財産状況を監査すること
2. 理事会の運営とその業務に関する事項を監査すること
3. 財産状況または業務の執行に関して不正または不備な点があることを見つけた時にはこれを理事会または総会にその是正を要求する。
4. 第3号の報告をするために必要な時には総会または理事会の召集を要求すること
5. 本会の財産状況または総会、理事会の運営とその業務に関する事項に対して総会または理事会で意見を述べること
6. 総会及び理事会の議事録に記名、捺印すること

第5章 総会

第17条（総会の開会及び議決） 総会は次のように開会して議決する。

1. 総会は定期総会と臨時総会に分ける。
2. 定期総会は2月に開会して臨時総会は会長が必要だと認定した時または会員過半数の要請がある時会長が召集する。
3. 総会は全体会員過半数の出席で成り立ち出席会員過半数の賛成で議決する。
ただ、仕方なく不参席する会員は委任状を出し参加の代わりとすることができる。

第18条（総会の機能） 本会の総会の機能は次のとおり。

1. 運営計画及び予算、決算審議
2. 定款改訂及び役員選出
3. その他主要事項

第19条（議決定足数） 総会は会員過半数の出席で成立し出席会員の過半数で議決するが、議長は表決権と可否同数の場合決定権を持つ。ただ、定款改訂と会員除名は出席会員3分の2の賛成で議決する。

第6章 理事会

第20条（理事会の構成）

- ①理事会は会長と理事によって構成する。
- ②会長は理事会の議長になる。
- ③監事は理事会に参加して意見を述べることができる。

第21条（理事会の議決事項） 理事会は次の各号の事項を審議・議決する。

1. 会長及び理事推薦に関する事項
2. 業務執行に関する事項
3. 事業計画の運営に関する事項
4. 予算・決算書の作成に関する事項
5. 総会に付議する案件の作成
6. 総会で委任受けた事項
7. その他本会の運営上重要だと会長が付議する事項

第22条（議決定足数）

- ①理事会は理事定数の過半数以上が出席しなければ開会することができない。
- ②理事会の決定は出席理事過半数以上の賛成に議決する。ただ、可否同数の場合には議長が決める。
- ③監事は理事会に出席して意見を述べるができる。

第23条（理事会の召集）

- ①理事会は定期理事会と臨時臨時会とする。
- ②理事会は会長が召集してその議長になる。
- ③理事会を召集しようとする時には定期理事会は会議7日前に目的を明示して各理事に通知しなければならない。（ただ臨時理事会は会長が必要だと判断する場合召集することができる）
- ④理事会は第3項の通知事項に対してだけ議決することができる。ただ、在籍理事1/2以上が出席し出席理事2/3の賛成がある時には通知しない事項でもこれを付議して議決することができる。

第24条（理事会召集の特例）

- ①会長は在籍理事の過半数以上で会議の目的を提示して召集要求がある時にはその召集要求日から20日以内に理事会を召集しなければならない。
- ②理事会召集権者が欠位されたとかこれを拒否して7日以上理事会召集が不可能な時には在籍理事の過半数以上の賛成で監督請議承認を受けて召集することができる。
- ③第2項による理事会は出席理事の中で目上者の司会でその議長を指名する。

第25条（書面議決禁止） 理事会の決定は書面議決によることができない。

第7章 財政及び管理

第26条（事務所）

- ①本会の業務を効率的に処理するために事務所を置く。
- ②総務理事は事務所の当て職事務総長となり必要な時職員を置くことができる。

第27条（管理） 本会財政の管理は公的信用ある金融機関に協会名義の通帳を開設して事務総長

が管理、仕切る。

第28条（予算年度及び監査）（会計年度及び監査） 本会の会計年度は毎年1月1日から当該年度末日までにして、監事は事務総長から業務執行結果及び決算書を提出受けて定期総会時監査結果を報告する。

第8章 基礎支会

第29条（支会維持） 基礎支会は最小5人の正会員（CMS振込み者基準）を維持しなければならない。

第30条（支会解約）

- ①正会員5人未満で6ヶ月以上第29条支会維持条件を維持することができなければ理事会を通じて解約議決を経て韓国平生教育士協会に支会取り消しを建議することができる。
- ②支会の活動が1年以上全くなく基礎支会員たちの異意申し立て時に京畿支部理事会で案件審議後該当の支会長に知らせ該当の支会長は理事会として召命し理事会で審議後総会上程して議決する。

第9章 付則

第31条（入会手続き） 本会の入会手続きは次のようにする。

1. 入会を希望する者は所定の入会申込書を提出する。
2. 理事会を通じて入会可否を議決した後、該当者に知らせる。
3. 該当者は会費納付を通じて会員の資格を取る。

第32条（慣例準用） 本定款に規定されない事項は通常慣例による。

第33条（施行） 本定款は2015年3月28日から制定施行する。

2017年2月18日 改訂施行する。

2021年6月19日 改訂施行する。

2024年2月15日 改訂施行する

資料4

烏山平生教育士協会 定款

第1章 総則

第1条（目的） 会員の權益を保護して平生教育士の専門性向上，平生教育機関及び施設との連携を通じる平生教育の活性化で平生教育の振興，育成，発展の企図などをその目的にする。

第2条（名称） 本会は“烏山平生教育士協会” 英文：「Osan Association for Lifelong Educator」と表記する。（以下本会と言う。）

第3条（事務所の所在） 本会の事務所は京畿道烏山市管内に置く。

第4条（事業） 本会は第1条の目的のために次の各項の事業ができる。

1. 平生教育士の専門性向上のための職務研修
2. 平生教育士実習生の実習教育
3. 社会変化に対応する平生教育プログラムモデル開発
4. 平生教育士に必要な諸般研究
5. 各種セミナー及びワークショップ開催を通じた会員たちの情報共有
6. インターネットを通じる平生教育の情報とプログラム共有
7. 平生教育と係わる資料製作及び配布
8. 平生学習都市政策事業参加
9. その他本会の目的に符合する事業

第2章 会員

第5条（会員資格） 会員は本会の目的に賛成して所定の入会願書を提出した者を会員にする。

第6条（会員の区分） 会員は次の各号に区分する。

1. 正会員：平生教育士資格証を持つ者で入会費と中央に会費を納めて活動する者
2. 準会員：平生教育士資格証を持つ者で入会費を納めた者
3. 参観会員：平生教育士資格証を持つ者で入会費，年会費を納めない者
4. 名誉会員：平生教育の研究及び発展にこの上なく大きい貢献があり本会の目的に賛成する者で会長が推薦し理事会の承認を受けた者

第7条（会員の権利） 会員は次の各号の権利を持つ。

1. 代議員選挙権及び被選挙権（代議員選挙権資格は正会員だけで規定する。）
2. 本会が主催・主管するすべての事業の参加権利

第8条（会員の義務） 会員は次の各号の義務を持つ。

1. 本会の定款及び諸規定遵守
2. 総会及び理事会決定事項の実行

第9条（会員に対する恩恵）

第6条による会員は次の各号のような恩恵を受けることができる。

1. 本会が主催・主管するすべての教育事業参加（職務研修，再・補修教育，セミナー，ワークショップなど）
2. 本会で発行するお知らせ誌及び広報誌など資料受領
3. 本会ホームページで提供するすべての情報閲覧権限付与

4. 求人要請時の推薦権付与

第10条（会員の脱退） 会員は任意に本会を脱退することができる。

第11条（会員の除名） 会員は次の各号のどれか一つに当たる時は理事会の議決を経て会長が除名することができる。

1. 本会の目的に反する行為
2. 本会の名誉・威信に損傷を与える行為をした時
3. その他本会に重大な損害を与えた時

第3章 役員

第12条（役員構成） 本会は次の各号の役員を置く。

1. 会長：1人
2. 副会長：1人以上（会員50名以上25名当たり1人を置くことができる。）
3. 理事：7人
4. 監査：2人
5. 事務局長：1人

第13条（役員選任）

- ①会長と監査は総会で選出する。
- ②副会長は会長が推薦し総会の承認を得なければならない。
- ③理事は運営委員会が推薦し理事会の議決で会長が任命する。
- ④事務局長は会長が任命することを原則とする。

第14条（役員任期）

- ①本会役員任期は2年として、総会の議決、承認を通じて会長は1回に限って連任することができる。
- ②副会長、理事、監査は総会の議決、承認を通じて引き続き連任することができる。
- ③欠員が発生する時には60日以内にそれを充員すること、残余任期が5ヶ月以下の場合充員しない。

第15条（役員職務） 本会の役員職務は次の各号のようにする。

1. 会長：本会を代表して会議を統べる。
2. 副会長：会長に事故ある時会長の職務の代わりをし、普段は会長を補佐する。
3. 理事：理事会に出席して本会の業務に関する事項を議決して、理事会または会長から委任を受けた事項を処理する。
4. 監査：本会の財政及び業務執行事項を監査して、定期総会時に会費精算、業務監査などを報告する。
5. 事務局長：本会の議決事項を総括、執行する。

第16条（役員解任）

- ①役員解任は次の条件に根拠する。
 1. 会費納付6ヶ月未満の役員（この場合事前通報後15日経過後未納した者等解任）—解任通報は会長、事務局から有線または文字で知らせる。
ただし本人が6ヶ月以上病院に入院治療、6ヶ月以上海外居住、出張などの場合は例外にする。

2. 定期理事会に事前申し出なしに4回連続未参加役員

②第1項による解任救済は正当な理由書を提出して理事会構成員の2/3以上賛成、同意を受けた場合役員活動を遂行することができる。

第17条（会長の選出手続き）

①会長は理事会で推薦する。（ただ、初代会長選出は例外とする。）

②会長欠位時は副会長が承継、代行したり後任会長を選出しなければならない。

第4章 総会

第18条（総会の議決事項） 総会は次の各号の事項を議決する。

1. 役員を選出及び解任に関する事項
2. 定款変更に関する事項
3. 予算及び決算に関する事項
4. 事業計画の承認
5. 監査報告処理に関する事項
6. 財産の変更及び支会の解散
7. その他理事会で重要だと決めて付議する事項

第19条（総会の区分及び召集）

①総会は定期総会と臨時総会に区分する。

②定期総会は毎年1回実施、12月の中に召集し臨時総会は会長が必要だと認める場合に随時に召集することができる。

③総会を実施しようとする時には前もって会議案件、時間、場所などを通知しなければならない。

第20条（総会の議決定足数）

①総会は当該年度の会費を納めた在籍会員過半数以上が出席して開会する。ただ、仕方なく参加することができない正会員は委任状で参加の代わりにすることができる。

②総会の決定は出席会員過半数以上の賛成で議決する。ただ、可否同数である場合には議長が決める。

第21条（総会召集の特例）

①会長は次の各号の1にあたる召集要求がある時にはその召集要求日の後20日以内に総会を召集しなければならない。

1. 在籍理事の過半数以上が会議目的を提示して召集を要求した時
2. 正会員2/3以上の賛成で会議目的を提示して召集を要求した時

②総会召集権利者が欠員になっているとかこれを忌避して総会召集が不可能な時には在籍理事の過半数または正会員2/3以上の賛成で監督庁の承認を受けて総会を召集することができる。

③第2項による総会は出席理事の中で目上の司会でその議長を指名する。

第22条（総会議決除斥事由） 議長または会員が次の各号の1にあたる時にはその議決に参加することができない。

1. 役員就任及び解任において自分に関する事項
2. 金銭及び財産授受事項で会員自身と本会との利害が相反する事項

第23条（表決委任） やむを得ない事由で会議に出席することができない会員の場合でも表決権は委任することができない。

第5条 理事会

第24条（理事会の機能） 理事会は次の各号の事項を審議・議決する。

1. 業務執行に関する事項
2. 事業計画運営に関する事項
3. 予算書、決算書作成に関する事項
4. 総会で委任を受けた事項
5. 定款によってその権限に属する事項
6. その他重要だと判断される事項

第25条（議決定足数）

- ①理事会は理事定数の過半数以上が出席しなければ開催することができない。
- ②理事会の決定は出席理事過半数以上の賛成によって議決する。ただし、可否同数の場合には議長が決める。
- ③監査は理事会に出席して意見を述べることができる。

第26条（理事会の召集）

- ①理事会は会長が召集しその議長になる。
- ②理事会を召集しようとする時には会議7日前に目的を明示して各理事に通知しなければならない。
- ③理事会は第2項の通知事項に対してだけ議決することができる。ただし、在籍理事2/3以上出席して出席理事2/3の賛成がある時には、通知しない事項でもこれを付議して議決することができる。

第27条（理事会召集の特例）

- ①会長は在籍理事過半数以上から会議の目的を提示して召集要求がある時にはその召集要求日から20日以内に理事会を召集しなければならない。
- ②理事会召集権者が欠位されるとかこれを忌避して7日以上理事会召集が不可能な時には在籍理事過半数以上の賛成で監督庁の承認を受けて召集することができる。
- ③第2項による理事会は出席理事の中で目上の司会でその議長を指名する。

第28条（書面議決禁止） 理事会の決定は書面で議決する行為を禁止する。

第6章 運営委員会

第29条（運営委員会構成） 運営委員会は会長、副会長、事務局長、直前会長で構成する。

第30条（運営委員会）

- ①会議は構成員過半数以上の参加で開会する。
- ②会議は必要な時会長の要請によって開会することができる。

第31条（運営委員会機能） 運営委員会は協会の活動を交流して行事がある時お互いに協議して情報を交流する。

第7章 組職

第32条（諮問機構） 会長は役員会を通じて顧問、諮問委員などの委嘱で諮問機構を組織するこ

とができる。

第33条（委員会） 本会の事業遂行に必要と判断される時には理事会の議決を経て常時または臨時に委員会を構成することができる。

第34条（事務局）

- ①本会の業務を効率的に執行するために事務局を置く。
- ②事務局は会長、理事会の指示を受けて、本会の全般的な業務を処理する。
- ③事務局は業務処理のために必要な事務員を置き、事務局の組織と事務員の人事・服務・賃金などに関する詳細事項は理事会で別途の規定で決める。

第8章 財産及び会計

第35条（財産の管理）

- ①本会が買受、寄付滞納、その他方法で財産を取得する時には遅滞なくこれを本会の財産として編入措置しなければならない。
- ②基本財産及び運営財産の維持、保存及びその他管理は会長が決めるところによる。
- ③基本財産のリストや評価額に変動がある時には遅滞なく別紙リストを作成しなければならない。

第36条（財産の評価） 本会のすべての財産の評価は取得当時の現価による。ただ、再評価を実施した財産は再評価額とする。

第37条（経費の調達方法など） 本会の維持及び運営に必要な経費は会員の会費、寄付金、政府・地方自治体の補助金及びその他の収入から調達する。

第38条（会計原則） 本会の会計は事業の経営成果収支状態を正確に把握するためにすべての会計取り引き発生事実によって会計の原則によって処理する。

第39条（会計年度） 本会の会計年度は政府の会計年度による。

第40条（予算外の債務負担など） 予算外の債務の負担または債券の放棄は理事会の議決と総会の承認を受けなければならない。

第41条（役員などに対する財産貸与禁止）

- ①本会の財産は次の各号の1にあたる関係がある者に対して正当な対価なしにこれを貸与するか使うようにできない。
 1. 本会の設立者
 2. 本会の役員
 3. 第1号及び第2号にあたる者と民法第777条の規定による親族関係にある者またはここにあたる者が他の支会役員でいる者
 4. 本会与財産上密接な関係がある者
- ②第1項各号の規定にあたらぬ者の場合にも正当な事由がない限り正当な対価なしに貸与したり使用したりできない。

附則

第1条（施行日） この定款は公布された日から施行及び効力を発生する。

第2条（補則） この定款に規定しない詳細事項は通例による。

施行日 2021年7月21日

資料5

社団法人 韓国平生教育士協会 組織運営規則

第1条(目的) この規則は“社団法人韓国平生教育士協会”(以下中央会と言う)の円滑な運営のために定款の別勅及び組織運営に関する事項に対して規定することを目的にする。(改訂2020.4.25. 定期理事会)

第1章 地方協会

[定款第3条第2項地方協会に関する事項] (施行:2017.2.8.)

第2条(地方協会)

- ①中央会は特別市・広域市と各道に平生教育士協会○○支部を置くことができる。
- ②広域支部は必要によって基礎支会を置くことができる。
- ③地方協会の名称は“韓国平生教育士協会”後に各市・道の行政名称を付ける(ただ、略称は○○平生教育士協会と使うことができる)。基礎支会の場合“社団法人韓国平生教育士協会+広域行政名称+基礎地域名称(例:社団法人韓国平生教育士協会京畿道水原支会)”とする。
- ④地方協会の組織と運営に関する事項は別途の規定で決める。
- ⑤地方協会は総会開催時に事前に中央会に報告しなければならない。
- ⑥地方協会は総会で決まった事業計画及び予・決算事項を中央会に一週間以内に報告しなければならない。

第3条(設置) 第2条の規定による支会を置く。

- ①地方協会は行政区域を境界として設置することを原則にする(ただ、隣接自治体と協議の下に統合設置することができる)。
- ②同じ行政区域で重複設置はできない。

第4条(事業) 地方協会は定款第4条の目的を果たすために次の事業ができる。

1. 平生教育士の専門性向上のための研修
2. 平生教育士関連諸般の研究及び資料製作
3. 機関及び団体の間のネットワークを通じた会員同士の情報共有
4. 平生教育士現場実習及びサポート活動
5. その他平生教育士たちの権益のための活動

第5条(承認及び取り消し)

地方協会の承認及び取り消しは定款第22条第5項によって中央会理事会で議決する。

1. 広域支部承認は設立後中央会に所定の手続き(加入申請書:中央会所定様式, 創立総会議事録, 広域支部定款, 会員名簿, 会員会費納付 CMS 加入申請書)を通じて申し込んだ後理事会で議決する。
2. 基礎支会は設立後所定の手続き(加入申請書:中央会所定様式, 創立総会議事録, 基礎支会定款, 会員名簿, 会員会費納付 CMS 加入申請書)を通じて広域支部の審議を受ける。基礎支会を審議した広域支部は審議を通過した基礎支会に対して中央会に承認を要請する(広域支部は基礎支会が承認を受けられるように協調する)。
3. 地方協会の取り消しは本罰則の‘地方協会運営規則’を2年以上守らない場合(会費納付

含み)、または地方協会で取り消し申し込みをする場合理事会で議決する。

第6条(組織) 広域支部は会員20人以上(正会員過半)で、基礎支会は正会員5人以上で組織して支会設立準備委員長が設立総会を開催して役員を選出する。

第7条(会員) 地方協会は地方協会会員が中央会会員加入手続き(定款第5条)によって加入するように案内しなければならないし、中央会は既存会員が地方協会会員として活動するように案内しなければならない。

第8条(権利) 地方協会は総会及び理事会を通じて中央会の運営に参加する権利を持つ。

第9条(義務) 地方協会は次の義務を持つ

1. 中央会議定款及び規定遵守
2. 総会及び理事会の議決事項履行
3. 諸負担金納付

第10条(会員脱退) 会員が脱退しようとする時には脱退書を中央会に提出し、中央会は支部・支会に知らせる。

第11条(賞罰)

①中央会の発展に功労がある会員と団体及び関連機関に対して褒賞できる。

②会員が次の各行為1つにあたる事由が発生する時には理事会の意見を経て懲戒することができる。

1. 第9条の義務を履行しない時
2. 中央会の事業を邪魔する時
3. 中央会の名誉を損傷させるとか害をかける時

第12条(役員) 広域支部長は支部長任期の間中央会当てる職理事となる

第13条(財政管理) 中央会または地方協会では予算執行の適切性を監査することができる。

①地方協会の財政に関して毎会計年度別に中央会に決算報告をしなければならない。

②地方協会分担金は会員会費の70%とし(分期別支給)、短期基礎会分担金は別に中央会で支給しない。

③地方協会は次の収入で自出をあてる。

1. 中央会分担金
2. 賛助金
3. 補助金
4. 中央会の設立目的に違背されない事業の収益金
5. その他収入

④広域支部がない基礎支会は中央会との関係で広域支部の規定による。

第14条(会計年度) 地方協会の会計年度は中央会の会計年度による

第2章 会員

[定款第2条 会員に関する事項] (施行:2017.6.1.)

第15条(生涯会員) 定款第5条(会員の資格と加入)に基づいて生涯会員は次のような規定を置く。

1. 生涯会員は2014年まで加入した会員に限る。(改訂 2020.4.25. 定期理事会)

2. 生涯会員中‘平生教育士’資格証を所持する者は正会員の資格を持つ。
3. 2017年2月25日以前の生涯会員は不遡及（本規定を適用しない）原則に準ずる。

第16条（会員脱退及び手続き）

①定款第9条第3項に基づいて中央会の正会員は下の義務を違反する場合脱退させることができる。

1. 2年（24ヶ月）間会費を納めない者
2. 定期総会連続3回以上参加しない者

②会員の脱退手続きは文書及び電話で知らせ、脱退会員が正会員になろうとする場合正会員申し込み手続きを踏まなければならない（除名された会員は除外）。

第17条（役員） 中央会は協会業務を効率的に運営するために補団を置く。

1. 特補団長の任期は2年にする。
2. 特補団長は下部にそれぞれの組職を立てることができる。
(例：事業特補団は外部委託事業を運営する役目と資格を持つ。)
3. 特補団は協会事務所所属とする。

第3章 役員

[定款第13条役員を選任方法に関する事項]（施行：2017.12.2.）

第19条（理事選任）

①理事は登記理事と運営理事に仕分けされて、登記理事6人は定款によって任じ、運営理事は理事会で推薦して先任する。

②登記理事の選任方法

1. 新任登記理事の選任は既存理事3人の推薦を受けて理事会で選任に関する件を審議して総会に上程する。
2. 総会で会員過半の賛成によって理事選任を議決する。
3. 総会で理事選任を議決した時点で中央会の登記理事としての資格が付与される。

③運営理事の選任方法

1. 新任運営理事の選任は理事会で審議して上程して、参加理事過半の賛成によって選任を議決する。
2. 理事会で理事選任を議決した時点で中央会の理事としての資格が付与される。

④運営理事の解任

1. 運営理事は1年間3回以上理事会不参るとか理事会費を2年以上不入すれば理事会の議決を通じて解任することができる。(改訂 2020.4.25. 定期理事会)

第4章 財産及び会計

[定款第6条財産及び会計の基準と手続きに関する事項]（施行：2018.4.28.）

第20条（適用） 本協会のすべての会計業務は関係法令の会計規定が特別に決めた場合を除きこの規定に決めるところによる。ただ、この規定にも規定されていないことは一般的に認められた会計規定による。

第21条(会計年度と会計年度所属区分)

- ①本協会の会計年度は1月1日から12月31日までとする。
- ②収入と支出の発生、資産と負債の増減に関してはその原因になる事実が発生した日を基準にして年度所属を区分して記録することを原則で一つ、現金主義原則による単式で会計処理する場合には現金基準による収入と支出が成り立った日を基準とし年度所属を区分することができる。

第22条(会計業務の範囲)

- ①現金、預金の出納、保管及び有価証券に関する事項
- ②会計帳簿と同附属書類の記帳作成及び保管に関する事項
- ③予算、決算に関する事項
- ④その他一般経理に関する事項

第23条(会計責任者)

- ①事務総長は本協会の会計業務を総括する。
- ②本協会は会計に関する業務を担当する職員を置くことができる

第24条(財政保証) 本協会の財政に直接的に関与する者は保証保険に加入しなければならない。この時保証保険証券を発給受けるのに必要となる費用は中央会が負担する。

第25条(書類と帳簿の保存期間) 本協会の会計書類と帳簿の保存期間は事業年度が終わってから以後5年とする。ただし、事業によって保存期間が明示されている場合はそれによる。

第26条(規定標準内の開閉) この規定標準案内用の全部または一部を開閉しようとする場合には理事会の議決としてする。

第27組(予算の編成) 会計年度のすべての収支は収入と支出とするが、収入と支出は皆予算に勘定されなければならない。

第28条(予算書の添付書類) 予算書には次の書類を添付しなければならない

1. 事業計画書
2. 事業別予算内訳
3. 前年度予・決算書

第29条(予算期間) 予算の期間は会計年度と等しくする

第30組(予算不成立の時の予算執行)

①本協会はやむを得ない事由によって会計年度開始前まで予算案が確定されない場合は事務総長が次の各号の経費に限って当該年度予算範囲内で前年度の執行実績を勘案して執行することができる。

1. 職員の報酬と業務活動に必要な基本経費
2. 借賃、管理費施設設備維持費
3. その他法定支出経費

②第1項の規定によって執行された予算は当該年度予算が成立されればその成立された予算によって執行されたことと見做す。

③第1項の規定による執行は会計年度開始後2ヶ月を過ぎることができない。

第31条(項目間転用) 不可避な事由で執行上変動が要求される時、全体予算の範囲を越さない場合次のように転用する、

1. 〈款〉の間の転用または〈項〉の間の転用は運営委員会審議を経て理事会議決により転用する。

2. 同一〈項〉内〈目〉の間の転用は会長の決裁により転用し理事会に事後報告する。

第32条（追加予算） 成立された予算総額対比20%以上の予算額の増額あるいは減額が必要な場合理事会議決を通じて追加更正予算を編成して使うことができる。

第33条（総会承認案他執行） 会計年度中に対外公募事業と当該年度にだけ該当する特別事業などの予算と後援事業活性化による後援金増額執行等は運営委員会の承認を受けて執行するが、後日理事会に報告しなければならない。

第34条（収入）

①収入員が収納した収入金はその翌日まで金融機関に預入しなければならない。

②収入金に対する金融機関の取り引き通帳は事業執行内識別に仕分けされることができるよう保管、管理する。

③出納が完結した年度に属する収入はすべて現年度の収入に編入する。

④過剰支払された収入金は納入した収入に直接返還する。

⑤出費された支出の返却金はそれぞれ出費した支出のあった科目に余入する。

第35条（支出の手続き）

①支出は支出事務を管理する者（事務総長）とその委任を受けて支出命令があることに限って支出員が行う。支出命令は事業別予算の範囲内とする。

②支出は預金通帳によるか電子取り引き基本法による電子取り引きで行う。

1. 常用経費または少額の経費支出はやむを得ない場合現金で可能であり、このために30万ウォン以下の現金を保管することができる。

2. 常用経費または少額の経費支出でも3万ウォン以上支出の時クレジットカードを使う等現金領収証の発給を受けて出費するように勧奨する。

第36条（積立金） 建物移転と施設の改善補修、教育機資材購入などのための費用は積立することができる。

第37条（帳簿と検印） 事務総長は銀行預金、現金出納簿を毎月1回以上総勘定元帳または関連帳票と対照確認しなければならない。

付則

1. この規定で決めない事項は理事会の承認を受けて施行する

2. 2018.4.28. 改訂（2018年 2次定期理事会）

3. 2019.1.11. 改訂（2019年 1次定期理事会）

4. 2020.4.25. 改訂（2020年 2次定期理事会）

4. 2023.3.24. 改訂（2023年 1次臨時理事会）